

介護老人福祉施設・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

1. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
4. 現状と課題及び論点

- 
1. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の概況
 2. 令和3年度介護報酬改定の内容
 3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況
 4. 現状と課題及び論点

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の概要

【根拠法：介護保険法第8条第22項、第27項、老人福祉法第20条の5】

- 要介護高齢者のための生活施設。
- 入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。
- 定員が29名以下のものは、地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）と呼ばれる。

《設置主体》

- 地方公共団体
- 社会福祉法人 等

《人員配置基準》

- 医師：必要数
- 介護・看護職員：3:1 等

《設備基準》

- 居室定員：原則1人（参酌すべき基準）
- 居室面積：1人当たり10.65㎡ 等

多床室

- 多床室（既設）の介護報酬：847単位（要介護5）
- 看護・介護職員1人当たり利用者数：平均2.2人*

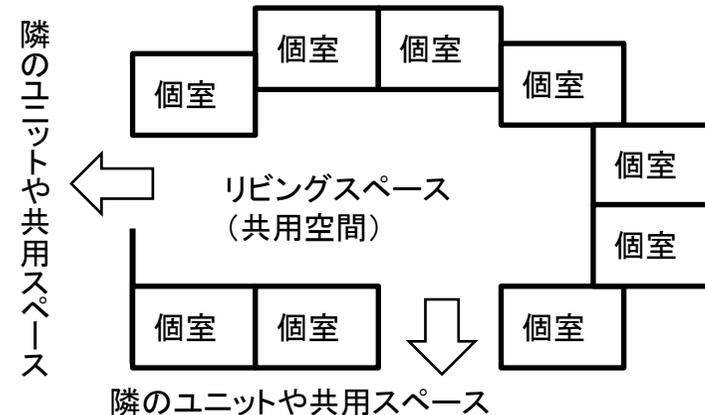


ユニット型個室

- ユニット型個室の介護報酬：929単位（要介護5）
- 看護・介護職員1人当たり利用者数：平均1.8人*

*令和2年介護事業経営実態調査

- ※ 入居者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重
- ※ リビングスペースなど、在宅に近い居住空間
- ※ なじみの人間関係（ユニットごとに職員を配置）



介護老人福祉施設の基準

必要となる人員・設備等

介護老人福祉施設においてサービスを提供するために必要な職員・設備等は次の通り。

○人員基準

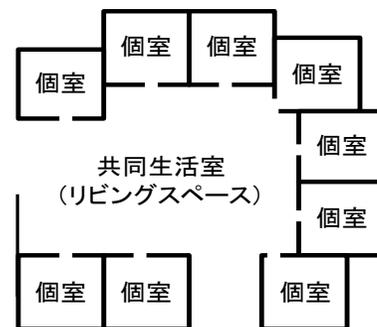
医師	入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
生活相談員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
介護職員 又は看護職員	入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 看護職員1以上（入所者の数に応じて定められている）
栄養士 又は管理栄養士	1以上
機能訓練指導員	1以上
介護支援専門員	1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする）

○設備基準

居室	原則定員1人 入所者1人当たりの床面積 10.65㎡以上
医務室	医療法に規定する診療所とすること
食堂及び 機能訓練室	床面積入所定員×3㎡以上
廊下幅	原則1.8m以上
浴室	要介護者が入浴するのに適したものとすること

ユニット型介護老人福祉施設の場合、上記基準に加え、以下が必要

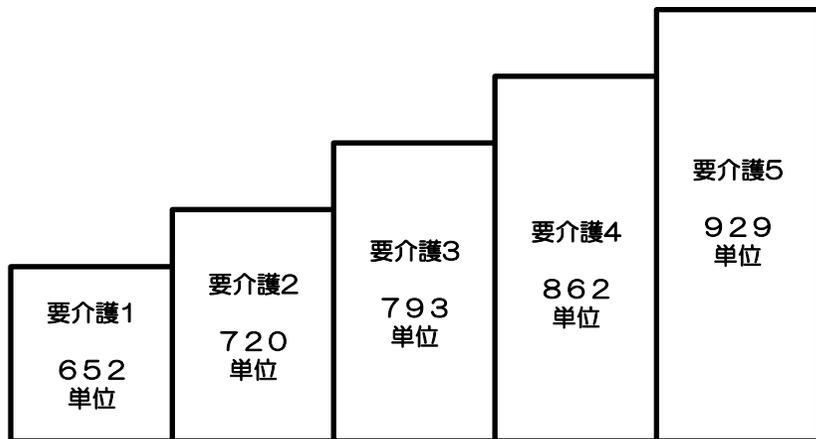
- ・ 共同生活室の設置
- ・ 居室を共同生活室に近接して一体的に設置
- ・ 1のユニットの定員は原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの
- ・ 昼間は1ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員、夜間は2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置
- ・ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置 等



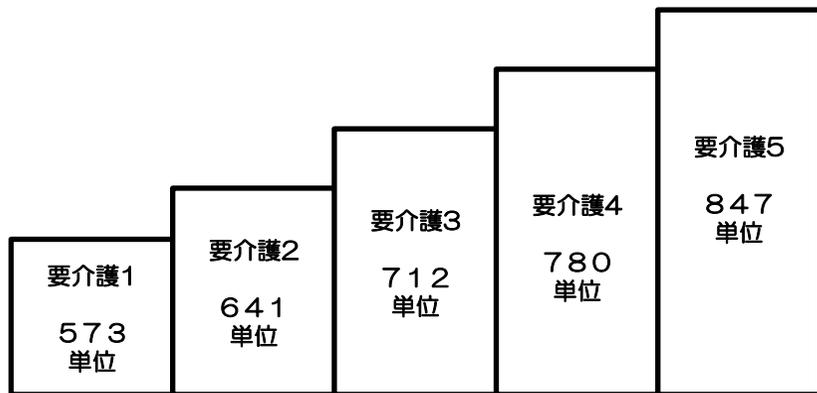
介護老人福祉施設の報酬

※ 加算・減算は主なものを記載

入所者の要介護度に応じた基本サービス費
(ユニット型施設の場合)



入所者の要介護度に応じた基本サービス費
(従来型施設の場合)



利用者の状態に応じたサービス提供や
施設の体制に対する加算・減算

入所日から30日以内の期間(過去3か月間
入所経験ない場合)【初期加算】
(30単位/日)

看護職員の手厚い配置【看護体制強化加算】
(4~13単位/日)

夜勤職員の手厚い配置【夜勤職員配置加算】
(13~33単位/日)

入所者の看取りへの対応や医師の緊急時の対応
【看取り介護加算(I)】

- ・死亡日以前31日~45日: 72単位/日
- ・死亡日以前4~30日: 144単位/日
- ・死亡日前日、前々日: 680単位/日
- ・死亡日: 1280単位/日

居宅での生活が困難な重度の要介護者や認知症である者等の受入とそれに伴う介護福祉士資格を有する職員の手厚い配置
【日常生活継続支援加算】
ユニット型: 46単位/日、従来型: 36単位/日

【配置医師緊急対応加算】

- ・早朝、夜間: 650単位/回
- ・深夜: 1300単位/回

栄養管理・口腔衛生管理の強化
【栄養マネジメント強化加算】
(11単位/日)

【口腔衛生管理加算】
(I): 90単位/月 (II): 110単位/月

個別機能訓練やリハビリテーションの実施
【個別機能訓練連携加算】

(I): 12単位/日 (II): 20単位/日

【生活機能向上連携加算】

(I): 100単位/月 (II): 200単位/月

【ADL維持等加算】

(I): 30単位/月 (II): 60単位/月

入所者の尊厳の保持や自立支援に係るケアの質の向上に対する継続的な管理
【自立支援促進加算】
(300単位/月)

認知症の者や障害を持つ者の受け入れ
【認知症専門ケア加算】

(I): 3単位/日 (II): 4単位/日

【若年性認知症入所者受入加算】

(120単位/日)

【障害者生活支援体制加算】

(I): 26単位/日 (II): 41単位/日

科学的介護情報システム(LIFE)の活用
【科学的介護推進体制加算】

(I): 40単位/月 (II): 50単位/月

安全対策体制の強化【安全対策体制加算】

(20単位/入所初日のみ)

介護福祉士や常勤職員等を一定割合以上配置
【サービス提供体制強化加算】

- ・介護福祉士8割以上: 22単位
- ・介護福祉士6割以上: 18単位
- ・介護福祉士5割以上: 6単位

【介護職員処遇改善加算】

(I) 8.3% (II) 6.0% (III) 3.3%
(IV) 加算Ⅲ×0.9 (V) 加算Ⅲ×0.8

※ (IV)(V)は令和3年度中の経過措置

【介護職員等特定処遇改善加算】

(I) 2.7% (II) 2.3%

定員を超えた利用や人員配置基準に違反

(▲30%)

夜勤体制による減算

(▲3%)

身体拘束についての記録を行っていない (▲10%)

介護老人福祉施設の算定状況①

	単位数 (令和3年度4月改定)	単位数 (単位:千単位)	割合 (単位数ベース)	件数(単位:千件)	算定率 (件数ベース)	請求事業所数	算定率 (事業所ベース)
		総数	16984714	総数	16961	総数	8399
介護福祉施設サービス		16984714	100.00%	16961	100.00%	8399	100.00%
介護福祉施設	573~842単位	7351895	43.29%	9438.8	55.65%	4711	56.09%
経過の小規模介護福祉施設	675~942単位	163942	0.97%	186.4	1.10%	213	2.54%
ユニット型介護福祉施設	652~929単位	6048615	35.61%	7083.8	41.77%	3293	39.21%
経過のユニット型小規模介護福祉施設	747~1,015単位	234833	1.38%	248.4	1.46%	288	3.43%
身体拘束廃止未実施減算	一所定単位×10/100	-864	-0.01%	10.7	0.06%	7	0.08%
安全管理体制未実施減算	-5単位	-64	0.00%	12.8	0.08%	8	0.10%
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	+36単位/日	270591	1.59%	7516.4	44.32%	3759	44.76%
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	+46単位/日	246093	1.45%	5349.8	31.54%	2544	30.29%
看護体制加算(Ⅰ)イ	+6単位/日	17125	0.10%	2854.9	16.83%	2061	24.54%
看護体制加算(Ⅰ)ロ	+4単位/日	50177	0.30%	12544.3	73.96%	5420	64.53%
看護体制加算(Ⅱ)イ	+13単位/日	25448	0.15%	1957.5	11.54%	1399	16.66%
看護体制加算(Ⅱ)ロ	+8単位/日	67776	0.40%	8472	49.95%	3615	43.04%
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	+22単位/日	26952	0.16%	1225.1	7.22%	874	10.41%
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	+13単位/日	52135	0.31%	4010.3	23.64%	1779	21.18%
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	+27単位/日	18340	0.11%	679.3	4.01%	512	6.10%
夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	+18単位/日	77909	0.46%	4328.3	25.52%	1840	21.91%
夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	+28単位/日	14421	0.08%	515	3.04%	360	4.29%
夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	+16単位/日	40774	0.24%	2548.4	15.03%	1046	12.45%
夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	+33単位/日	6844	0.04%	207.4	1.22%	155	1.85%
夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	+21単位/日	25749	0.15%	1226.1	7.23%	501	5.96%
準ユニットケア加算	+5単位/日	394	0.00%	78.7	0.46%	50	0.60%
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	+100単位/日	10	0.00%	0.1	0.00%	2	0.02%
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	+200単位/日	4079	0.02%	34.5	0.20%	562	6.69%
個別機能訓練加算(Ⅰ)	+12単位/日	118346	0.70%	9862.2	58.15%	4605	54.83%
個別機能訓練加算(Ⅱ)	+20単位/日	3366	0.02%	168.3	0.99%	2313	27.54%
ADL維持等加算(Ⅰ)	+30単位/日	455	0.00%	15.2	0.09%	227	2.70%
ADL維持等加算(Ⅱ)	+60単位/日	1960	0.01%	32.7	0.19%	428	5.10%
若年性認知症入所者受入加算	+120単位/日	1065	0.01%	8.9	0.05%	226	2.69%
常勤医師配置加算	+25単位/日	10608	0.06%	424.3	2.50%	165	1.96%
精神科医療費指導加算	+5単位/日	26294	0.15%	5258.9	31.01%	2222	26.46%
障害者生活支援体制加算(Ⅰ)	+26単位/日	2157	0.01%	83	0.49%	31	0.37%
障害者生活支援体制加算(Ⅱ)	+41単位/日	710	0.00%	17.3	0.10%	8	0.10%
外泊時費用	+246単位/日	30546	0.18%	124.2	0.73%	6903	82.19%
外泊時在宅サービス利用費用	+560単位/日	3	0.00%	0	0.00%	1	0.01%
初期加算	+30単位/日	13882	0.08%	462.8	2.73%	7483	89.09%
再入所時栄養連携加算	+200単位/回	9	0.00%	0	0.00%	39	0.46%
退所前訪問相談援助加算	+460単位	2	0.00%	0	0.00%	4	0.05%
退所後訪問相談援助加算	+460単位	3	0.00%	0	0.00%	6	0.07%
退所時相談援助加算	+400単位	4	0.00%	0	0.00%	8	0.10%
退所前連携加算	+500単位	19	0.00%	0	0.00%	17	0.20%

(注1) 「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

(注2) 「算定率(件数ベース)」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」令和4年11月審査(令和4年10月サービス提供)分より老健局高齢者支援課作成及び介護保険総合データベースの任意集計(令和4年10月サービス提供分)

介護老人福祉施設の算定状況②

	単位数 (令和3年度4月改定)	単位数 (単位:千単位)	割合 (単位数ベース)	件数(単位:千件)	算定率 (件数ベース)	請求事業所数	算定率 (事業所ベース)
		総数	16984714	総数	16961	総数	8399
介護福祉施設サービス		16984714	100.00%	16961	100.00%	8399	100.00%
栄養マネジメント強化加算	+11単位/日	53606	0.32%	4873.2	28.73%	2559	30.47%
経口移行加算	+28単位/日	111	0.00%	4	0.02%	111	1.32%
経口維持加算 (I)	+400単位/月	15999	0.09%	40	0.24%	2097	24.97%
経口維持加算 (II)	+100単位/月	2435	0.01%	24.4	0.14%	1197	14.25%
口腔衛生管理加算 (I)	+90単位/月	2383	0.01%	26.5	0.16%	771	9.18%
口腔衛生管理加算 (II)	+110単位/月	5566	0.03%	50.6	0.30%	1117	13.30%
療養食加算	+6単位/回	25662	0.15%	4277.1	25.22%	4698	55.94%
配置医師緊急時対応加算	早朝夜間の場合+650単位/回 深夜の場合+1300単位/回	433	0.00%	0.5	0.00%	291	3.46%
看取り介護加算 (I) (死亡日以前31日以上45日以下)	+72単位/日	1508	0.01%	20.9	0.12%	1088	12.95%
看取り介護加算 (I) (死亡日以前4日以上30日以下)	+144単位/日	8225	0.05%	57.1	0.34%	1877	22.35%
看取り介護加算 (I) (死亡前日・前々日)	+680単位/日	4493	0.03%	6.6	0.04%	1998	23.79%
看取り介護加算 (I) (死亡日)	+1,280単位/日	4392	0.03%	3.4	0.02%	2019	24.04%
看取り介護加算 (II) (死亡日以前31日以上45日以下)	+72単位/日	558	0.00%	7.7	0.05%	386	4.60%
看取り介護加算 (II) (死亡日以前4日以上30日以下)	+144単位/日	2992	0.02%	20.8	0.12%	626	7.45%
看取り介護加算 (II) (死亡前日・前々日)	+780単位/日	1868	0.01%	2.4	0.01%	661	7.87%
看取り介護加算 (II) (死亡日)	+1,580単位/日	1964	0.01%	1.2	0.01%	664	7.91%
在宅復帰支援機能加算	+10単位/日	69	0.00%	6.9	0.04%	2	0.02%
在宅・入所相互利用加算	+40単位/日	9	0.00%	0.2	0.00%	6	0.07%
認知症専門ケア加算 (I)	+3単位/日	1653	0.01%	551.1	3.25%	414	4.93%
認知症専門ケア加算 (II)	+4単位/日	708	0.00%	177	1.04%	116	1.38%
認知症行動・心理症状緊急対応加算	+200単位/日	3	0.00%	0	0.00%	2	0.02%
褥瘡マネジメント加算 (I)	+3単位/月	179	0.00%	59.5	0.35%	1971	23.47%
褥瘡マネジメント加算 (II)	+13単位/月	1228	0.01%	94.4	0.56%	1499	17.85%
排せつ支援加算 (I)	+10単位/月	845	0.00%	84.5	0.50%	1255	14.94%
排せつ支援加算 (II)	+15単位/月	27	0.00%	1.8	0.01%	167	1.99%
排せつ支援加算 (III)	+20単位/月	6	0.00%	0.3	0.00%	60	0.71%
自立支援促進加算	+300単位/月	15074	0.09%	50.2	0.30%	732	8.72%
科学的介護推進体制加算 (I)	+40単位/月	4019	0.02%	100.5	0.59%	1574	18.74%
科学的介護推進体制加算 (II)	+50単位/月	12318	0.07%	246.4	1.45%	3518	41.89%
安全対策体制加算	+20単位/回	199	0.00%	10	0.06%	3842	45.74%
サービス提供体制強化加算 (I)	+22単位/日	12335	0.07%	560.7	3.31%	304	3.62%
サービス提供体制強化加算 (II)	+18単位/日	18809	0.11%	1045	6.16%	539	6.42%
サービス提供体制強化加算 (III)	+6単位/日	10086	0.06%	1681.1	9.91%	910	10.83%
介護職員処遇改善加算 (I)	×83/1,000	1185137	6.98%	538.4	3.17%	7823	93.14%
介護職員処遇改善加算 (II)	×60/1,000	32735	0.19%	21.3	0.13%	345	4.11%
介護職員処遇改善加算 (III)	×33/1,000	8715	0.05%	10.5	0.06%	181	2.16%
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	×27/1,000	322273	1.90%	446	2.63%	6395	76.14%
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	×23/1,000	49673	0.29%	85.3	0.50%	1314	15.64%

(注1) 「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

(注2) 「算定率(件数ベース)」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」令和4年11月審査(令和4年10月サービス提供)分より老健局高齢者支援課作成及び介護保険総合データベースの任意集計(令和4年10月サービス提供分)

地域密着型介護老人福祉施設の算定状況①

	単位数 (令和3年度4月改定)	単位数 (単位:千単位)	割合 (単位数ベース)	件数(単位:千件)	算定率 (件数ベース)	請求事業所数	算定率 (事業所ベース)
		総数	2064687	総数	1902.7	総数	2497
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		2064687	100.00%	1902.7	100.00%	2497	100.00%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	582~860単位	119456	5.79%	151.1	7.94%	232	9.29%
ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	661~942単位	1522769	73.75%	1743.4	91.63%	2264	90.67%
経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	676~943単位	4170	0.20%	4.8	0.25%	6	0.24%
経過のユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	748~1,016単位	2581	0.13%	2.7	0.14%	4	0.16%
身体拘束廃止未実施減算	-所定単位×10/100	-2	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
安全管理体制未実施減算	-5単位	0	0.00%	0.1	0.01%	1	0.04%
日常生活継続支援加算 (I)	+36単位/日	3254	0.16%	90.4	4.75%	140	5.61%
日常生活継続支援加算 (II)	+46単位/日	53803	2.61%	1169.6	61.47%	1495	59.87%
看護体制加算 (I)イ	+12単位/日	17716	0.86%	1476.3	77.59%	1908	76.41%
看護体制加算 (I)ロ	+4単位/日	17	0.00%	4.4	0.23%	6	0.24%
看護体制加算 (II)イ	+23単位/日	24016	1.16%	1044.2	54.88%	1324	53.02%
看護体制加算 (II)ロ	+8単位/日	12	0.00%	1.5	0.08%	2	0.08%
夜勤職員配置加算 (I)イ	+41単位/日	2190	0.11%	53.4	2.81%	85	3.40%
夜勤職員配置加算 (I)ロ	+46単位/日	9	0.00%	0.7	0.04%	1	0.04%
夜勤職員配置加算 (II)イ	+13単位/日	43822	2.12%	952.7	50.07%	1192	47.74%
夜勤職員配置加算 (II)ロ	+18単位/日	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
夜勤職員配置加算 (III)イ	+56単位/日	779	0.04%	13.9	0.73%	20	0.80%
夜勤職員配置加算 (III)ロ	+61単位/日	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
夜勤職員配置加算 (IV)イ	+16単位/日	10078	0.49%	165.2	8.68%	218	8.73%
夜勤職員配置加算 (IV)ロ	+21単位/日	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
準ユニットケア加算	+5単位/日	19	0.00%	3.9	0.20%	9	0.36%
生活機能向上連携加算 (I)	+100単位/日	1	0.00%	0	0.00%	3	0.12%
生活機能向上連携加算 (II)	+200単位/日	712	0.03%	4.5	0.24%	191	7.65%
個別機能訓練加算 (I)	+12単位/日	6022	0.29%	501.8	26.37%	696	27.87%
個別機能訓練加算 (II)	+20単位/日	174	0.01%	8.7	0.46%	350	14.02%
ADL維持等加算 (I)	+30単位/日	33	0.00%	1.1	0.06%	42	1.68%
ADL維持等加算 (II)	+60単位/日	150	0.01%	2.5	0.13%	97	3.88%
若年性認知症入所者受入加算	+120単位/日	179	0.01%	1.5	0.08%	43	1.72%
常勤医師配置加算	+25単位/日	165	0.01%	6.6	0.35%	8	0.32%
精神科医療養指導加算	+5単位/日	1079	0.05%	215.8	11.34%	291	11.65%
障害者生活支援体制加算 (I)	+26単位/日	13	0.00%	0.5	0.03%	1	0.04%
障害者生活支援体制加算 (II)	+41単位/日	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
外泊時費用	+246単位/日	3240	0.16%	13.2	0.69%	1415	56.67%
外泊時在宅サービス利用費用	+560単位/日	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
初期加算	+30単位/日	1538	0.07%	51.3	2.70%	1691	67.72%
再入所時栄養連携加算	+200単位/回	1	0.00%	0	0.00%	6	0.24%
退所前訪問相談援助加算	+460単位	1	0.00%	0	0.00%	2	0.08%
退所後訪問相談援助加算	+460単位	-	0.00%	-	0.00%	0	0.00%
退所時相談援助加算	+400単位	0	0.00%	0	0.00%	1	0.04%
退所前連携加算	+500単位	1	0.00%	0	0.00%	2	0.08%

(注1) 「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

(注2) 「算定率(件数ベース)」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」令和4年11月審査(令和4年10月サービス提供)分より老健局高齢者支援課作成及び介護保険総合データベースの任意集計(令和4年10月サービス提供分)

地域密着型介護老人福祉施設の算定状況②

	単位数 (令和3年度4月改定)	単位数 (単位:千単位)		件数(単位:千件)		請求事業所数	
		総数	割合 (単位数ベース)	総数	算定率 (件数ベース)	総数	算定率 (事業所ベース)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		2064687	100.00%	1902.7	100.00%	2497	100.00%
栄養マネジメント強化加算	+11単位/日	7785	0.38%	707.7	37.19%	905	36.24%
経口移行加算	+28単位/日	12	0.00%	0.4	0.02%	12	0.48%
経口維持加算 (Ⅰ)	+400単位/月	1503	0.07%	3.8	0.20%	403	16.14%
経口維持加算 (Ⅱ)	+100単位/月	210	0.01%	2.1	0.11%	229	9.17%
口腔衛生管理加算 (Ⅰ)	+90単位/月	248	0.01%	2.8	0.15%	164	6.57%
口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	+110単位/月	656	0.03%	6	0.32%	310	12.41%
療養食加算	+6単位/回	2237	0.11%	372.8	19.59%	932	37.32%
配置医師緊急時対応加算	早朝夜間の場合+650単位/回 深夜の場合+1300単位/回	34	0.00%	0	0.00%	30	1.20%
看取り介護加算 (Ⅰ) (死亡日以前31日以上45日以下)	+72単位/日	178	0.01%	2.5	0.13%	162	6.49%
看取り介護加算 (Ⅰ) (死亡日以前4日以上30日以下)	+144単位/日	909	0.04%	6.3	0.33%	280	11.21%
看取り介護加算 (Ⅰ) (死亡前日・前々日)	+680単位/日	481	0.02%	0.7	0.04%	300	12.01%
看取り介護加算 (Ⅰ) (死亡日)	+1,280単位/日	465	0.02%	0.4	0.02%	301	12.05%
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日以前31日以上45日以下)	+72単位/日	58	0.00%	0.8	0.04%	50	2.00%
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日以前4日以上30日以下)	+144単位/日	284	0.01%	2	0.11%	79	3.16%
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡前日・前々日)	+780単位/日	160	0.01%	0.2	0.01%	83	3.32%
看取り介護加算 (Ⅱ) (死亡日)	+1,580単位/日	169	0.01%	0.1	0.01%	84	3.36%
在宅復帰支援機能加算	+10単位/日	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
在宅・入所相互利用加算	+40単位/日	1	0.00%	0	0.00%	1	0.04%
小規模拠点集合型施設加算	+50単位/日	6	0.00%	0.1	0.01%	1	0.04%
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	+3単位/日	429	0.02%	143	7.52%	245	9.81%
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	+4単位/日	75	0.00%	18.8	0.99%	30	1.20%
認知症行動・心理症状緊急対応加算	+200単位/日	0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	+3単位/月	18	0.00%	6	0.32%	432	17.30%
褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ)	+13単位/月	123	0.01%	9.5	0.50%	402	16.10%
排せつ支援加算 (Ⅰ)	+10単位/月	91	0.00%	9.1	0.48%	364	14.58%
排せつ支援加算 (Ⅱ)	+15単位/月	3	0.00%	0.2	0.01%	30	1.20%
排せつ支援加算 (Ⅲ)	+20単位/月	0	0.00%	0	0.00%	11	0.44%
自立支援促進加算	+300単位/月	1591	0.08%	5.3	0.28%	208	8.33%
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)	+40単位/月	385	0.02%	9.6	0.50%	406	16.26%
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	+50単位/月	1329	0.06%	26.6	1.40%	1032	41.33%
安全対策体制加算	+20単位/回	18	0.00%	0.9	0.05%	596	23.87%
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	+22単位/日	1877	0.09%	85.3	4.48%	123	4.93%
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	+18単位/日	3114	0.15%	173	9.09%	232	9.29%
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	+6単位/日	1171	0.06%	195.2	10.26%	266	10.65%
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	×83/1,000	145028	7.02%	60.7	3.19%	2353	94.23%
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	×60/1,000	4130	0.20%	2.5	0.13%	100	4.00%
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	×33/1,000	797	0.04%	0.9	0.05%	36	1.44%
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)	×27/1,000	35820	1.73%	45.2	2.38%	1752	70.16%
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	×23/1,000	8172	0.40%	13.1	0.69%	507	20.30%

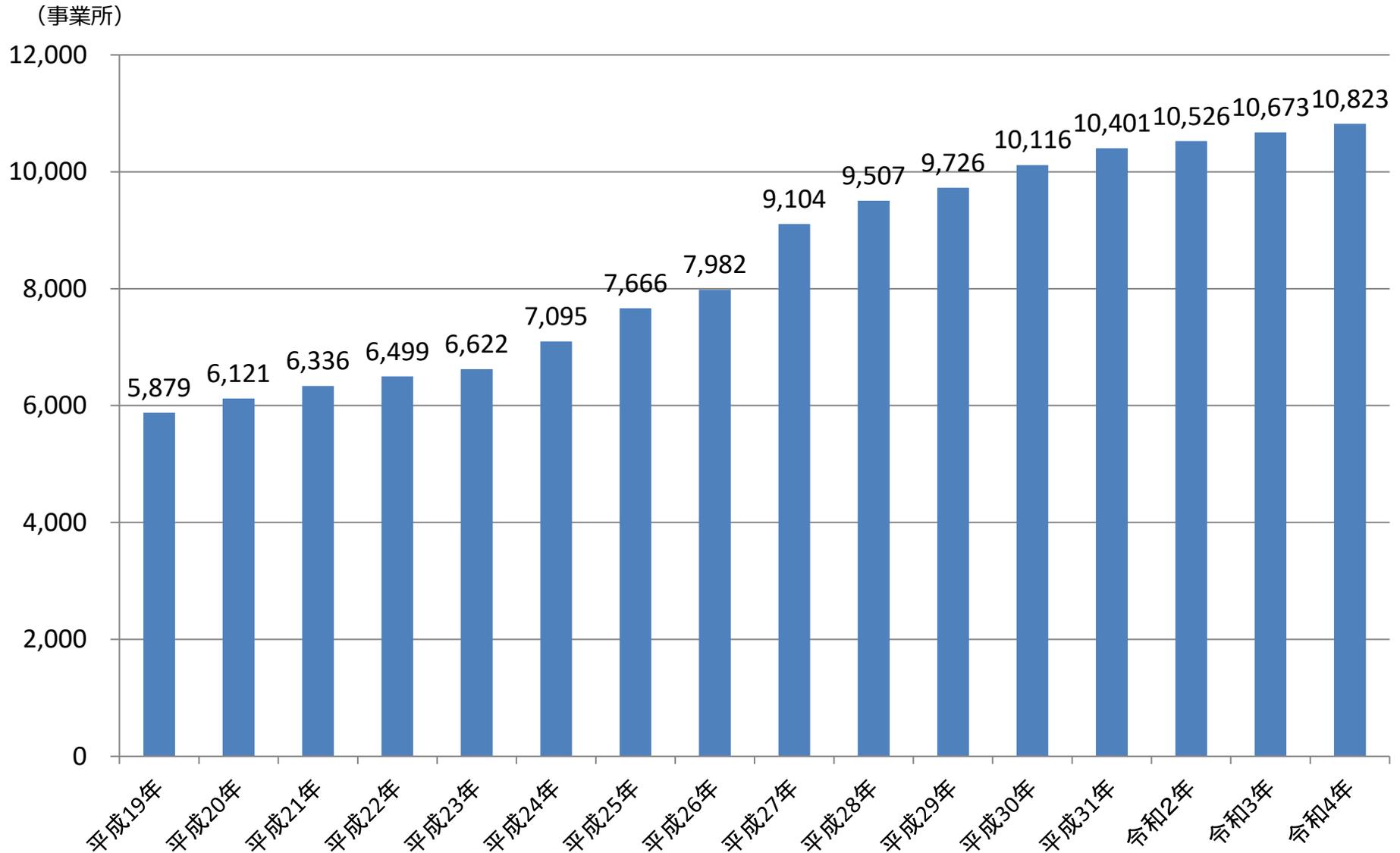
(注1) 「割合(単位数ベース)」は、各加算の単位数÷総単位数により求めたもの。

(注2) 「算定率(件数ベース)」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

(注3) 「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

【出典】厚生労働省「介護給付費等実態統計」令和4年11月審査(令和4年10月サービス提供)分より老健局高齢者支援課作成及び介護保険総合データベースの任意集計(令和4年10月サービス提供分)

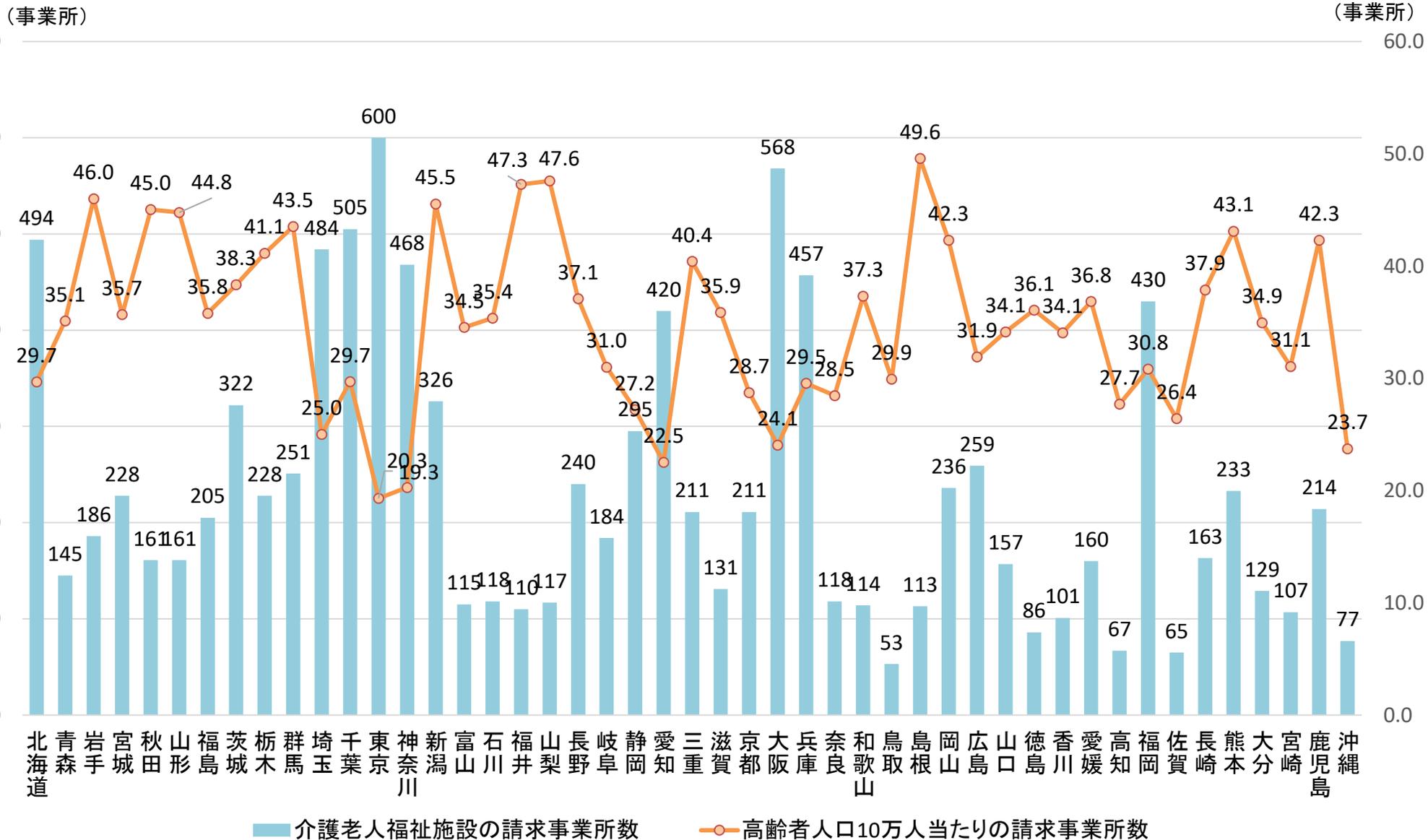
介護老人福祉施設の請求事業所数



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧：調査)」(各年4月審査分)

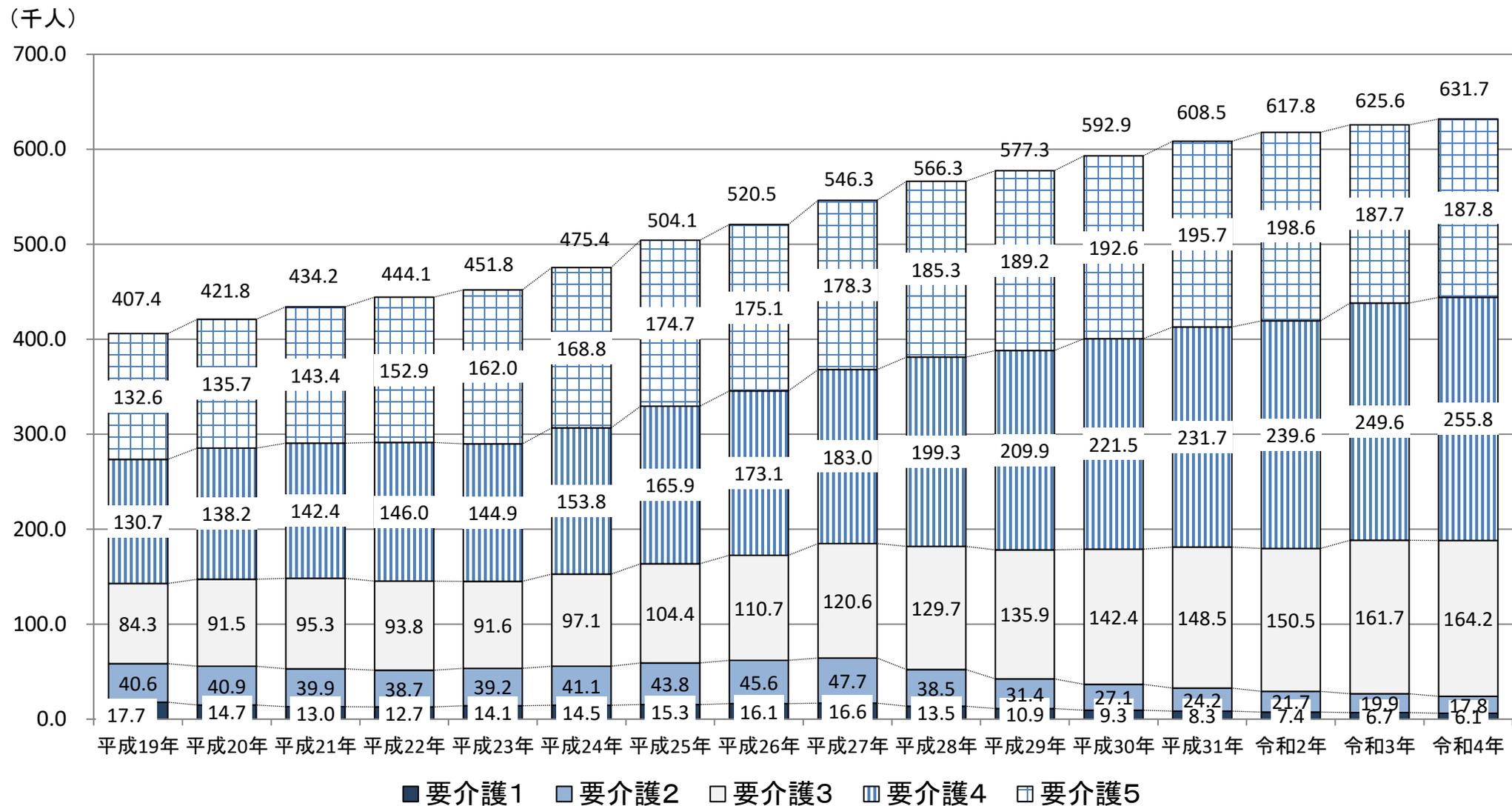
介護老人福祉施設の請求事業所数(都道府県別)



※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。
 ※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

【出典】請求事業所数:厚生労働省「介護給付費等実態統計」(令和4年4月審査分)
 高齢者(65歳以上)人口:令和2年国勢調査

介護老人福祉施設の受給者数



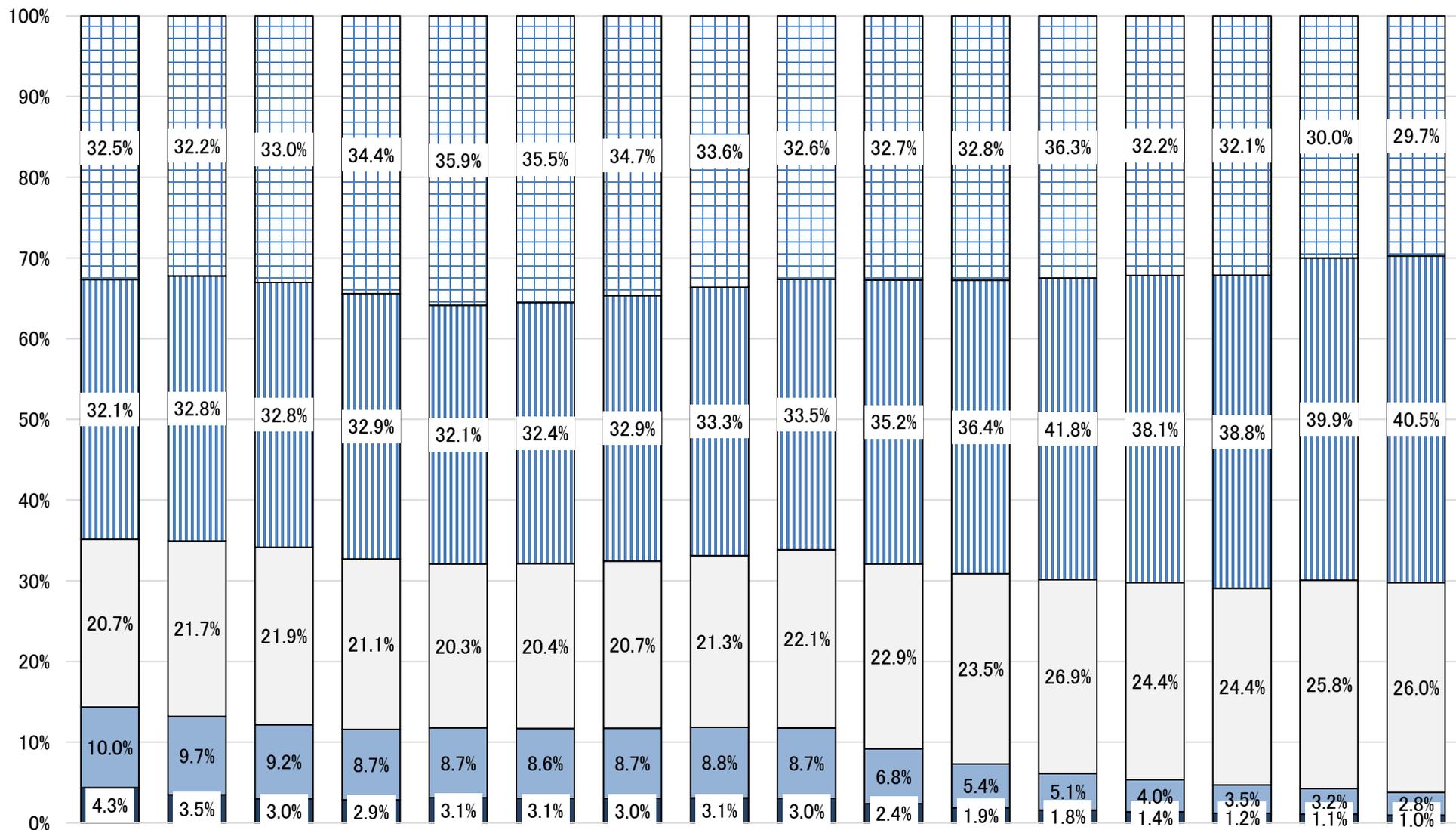
※総数には、月の途中で要介護から要支援(又は要支援から要介護)に変更となった者を含む。

※経過的要介護は含まない。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

出典：厚生労働省「介護給付費等実態統計(旧：調査)」(各年4月審査分)

介護老人福祉施設の要介護度別利用者割合



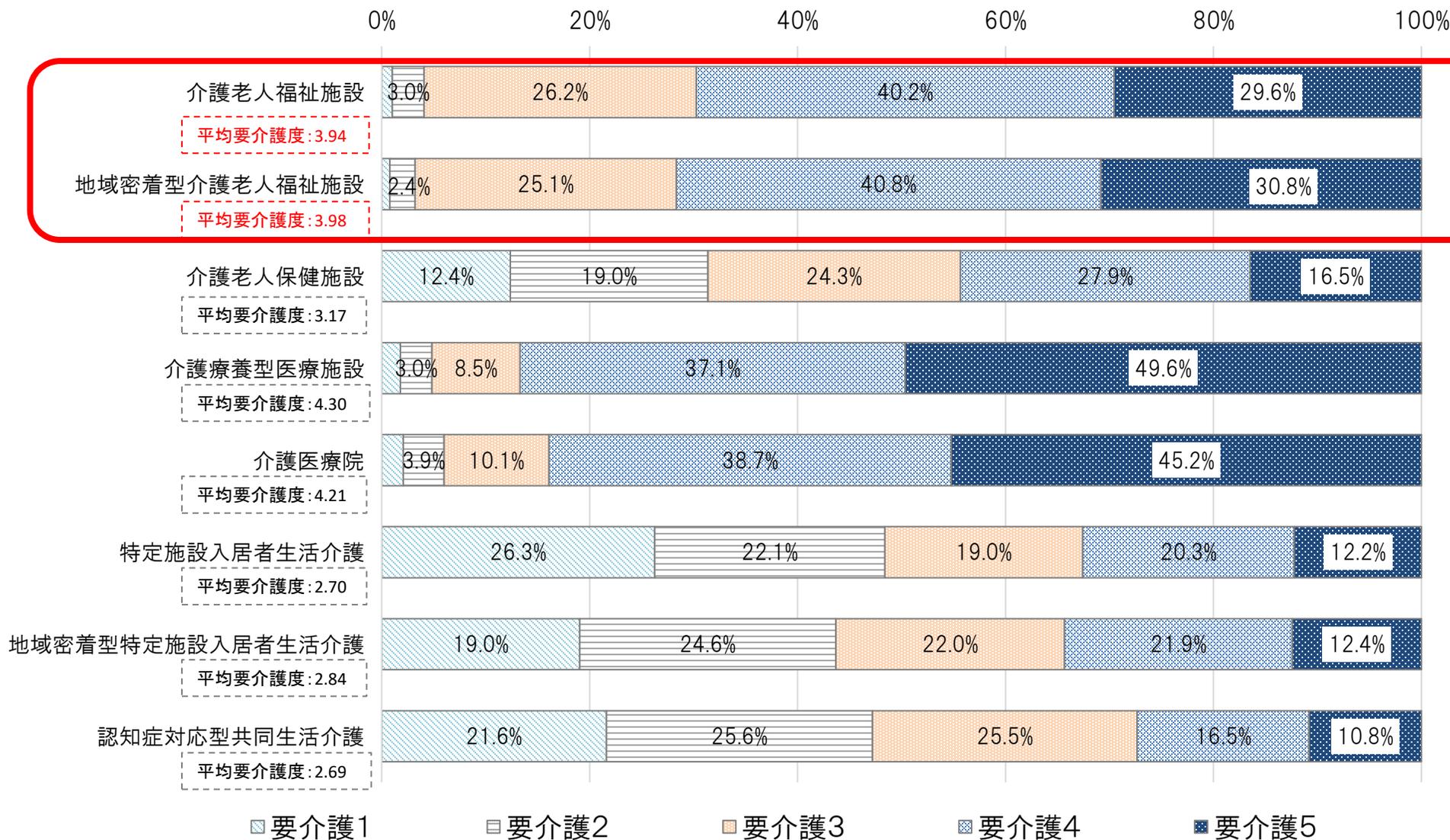
平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 平成31年 令和2年 令和3年 令和4年

■要介護1 □要介護2 □要介護3 □要介護4 □要介護5

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

出典：介護給付費等実態統計(旧：介護給付費等実態調査)(各年4月審査分)

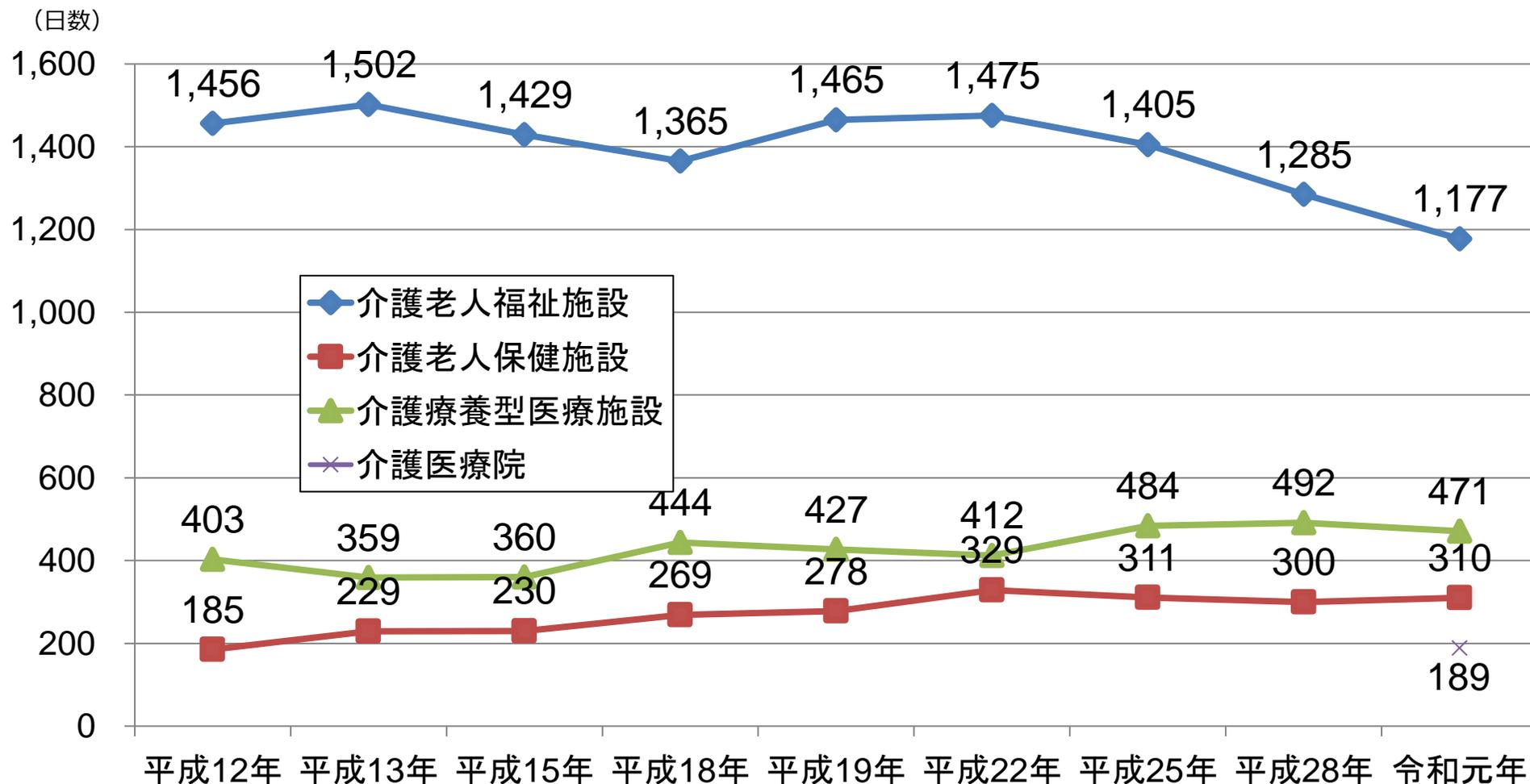
施設系・居住系サービスの要介護度割合



【出典】令和3年介護給付費等実態統計(年次報告、累計)

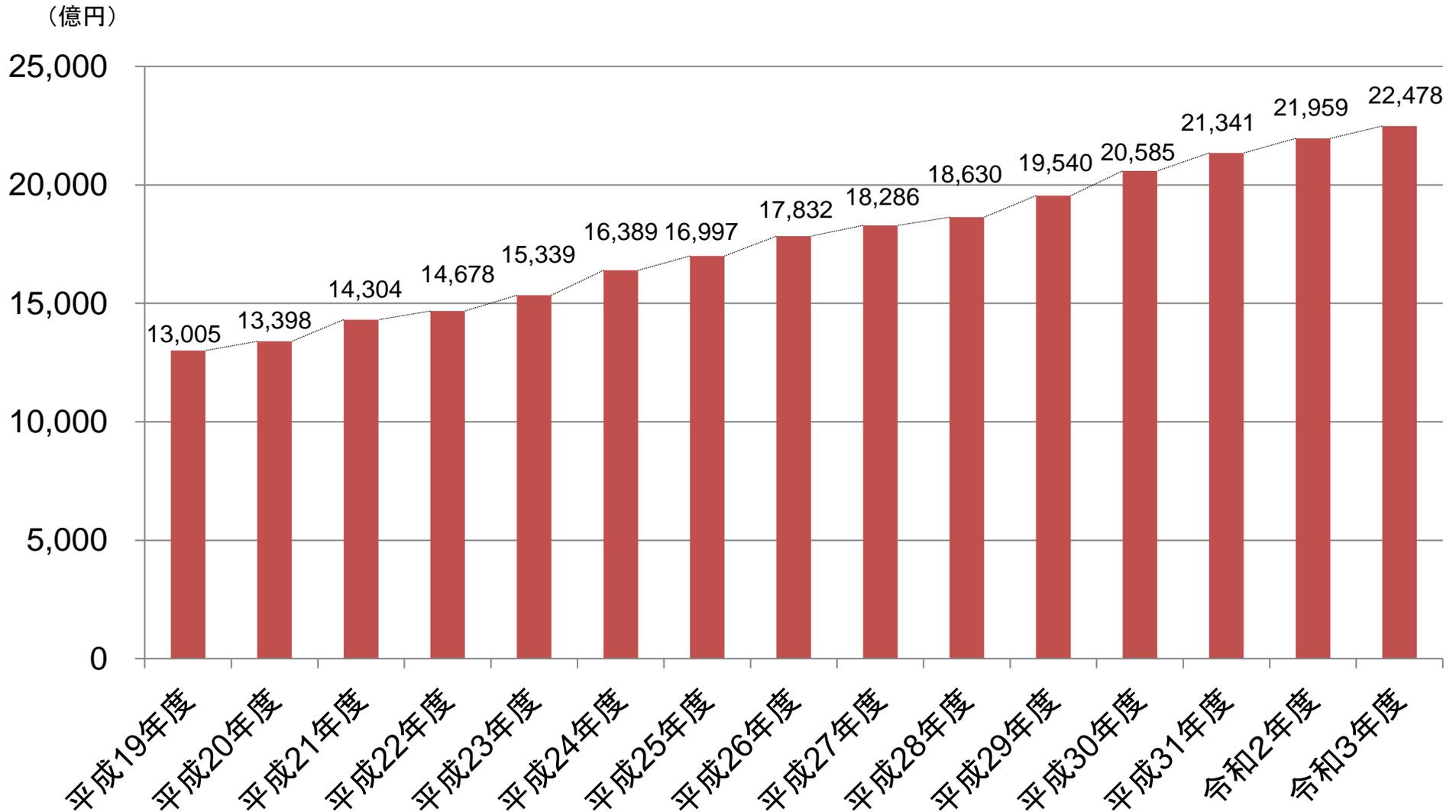
介護老人福祉施設の平均在所・在院日数

○ 介護老人福祉施設の入所者の平均在所期間は、約3.2年となっており、他の介護保険施設と比べて長くなっている。



注) 出典:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」平均在所日数の調査が行われた年度を記載。
 ※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含まない。

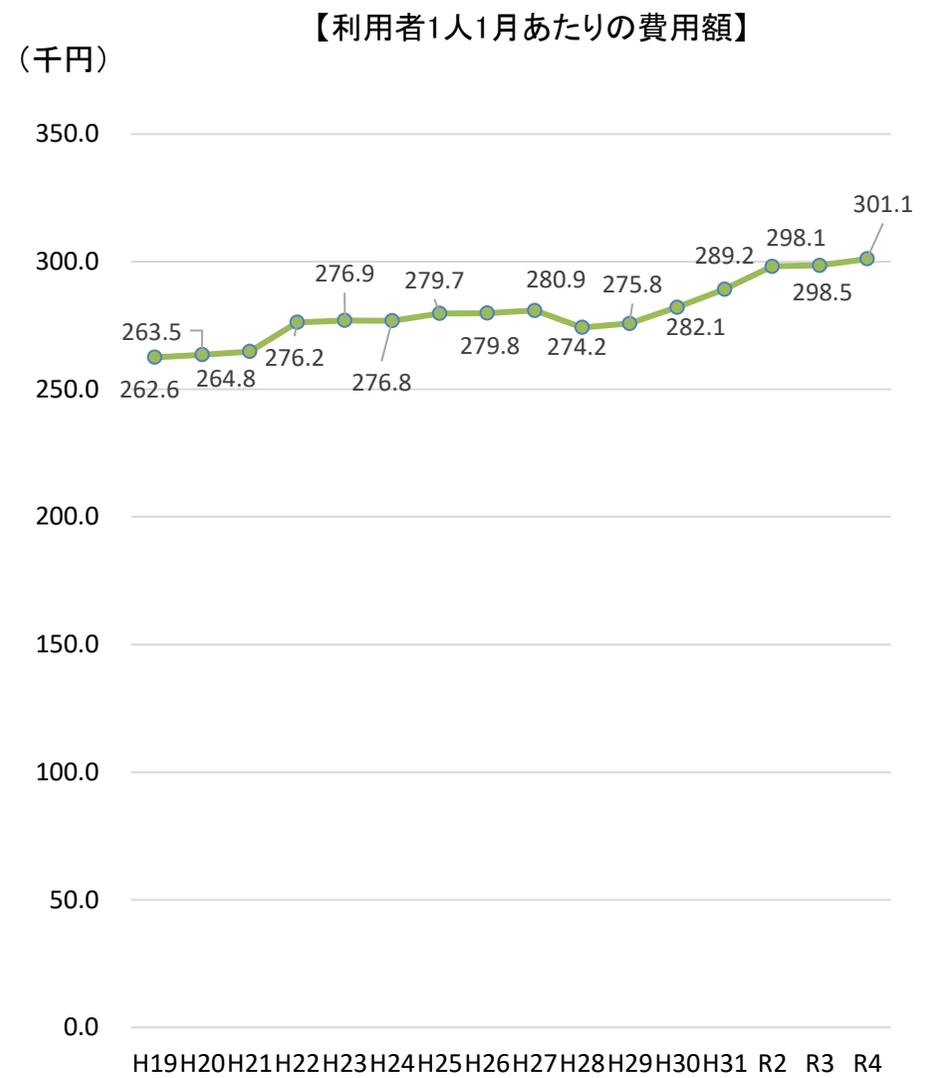
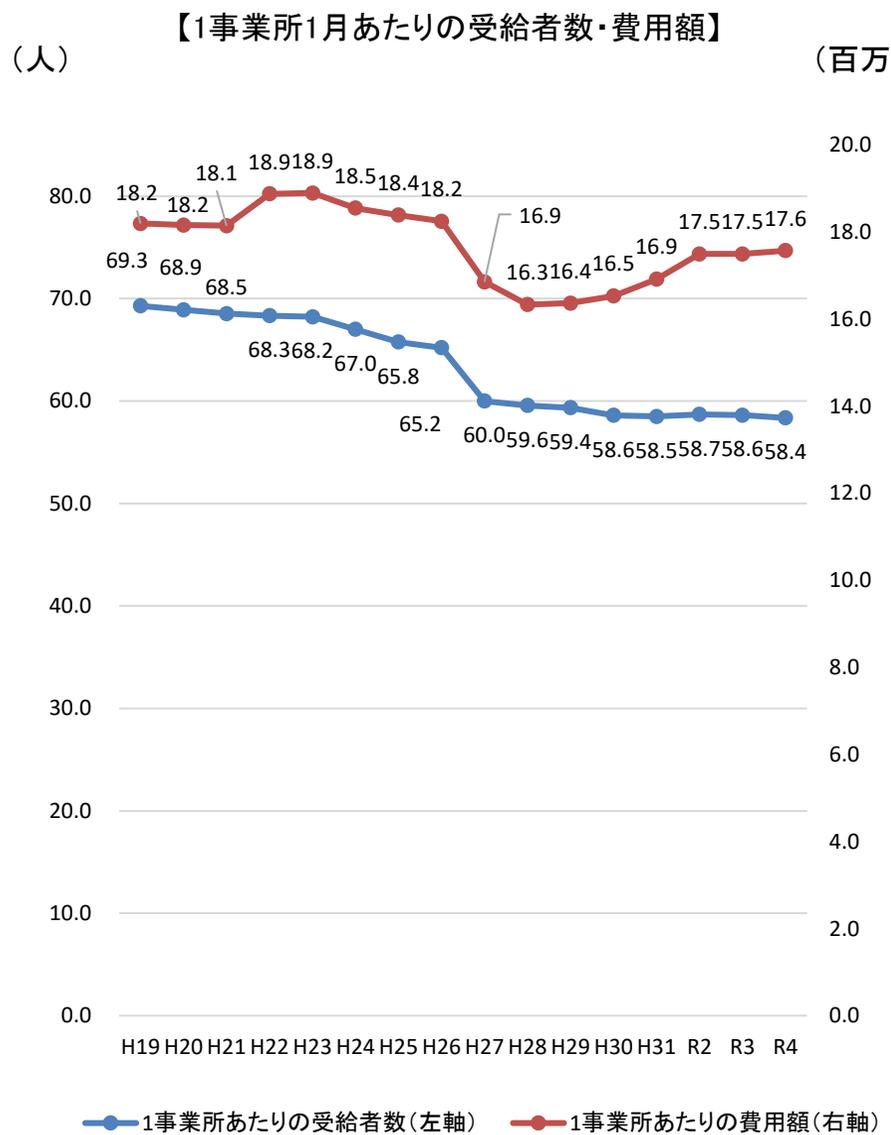
介護老人福祉施設の費用額



※費用額とは審査月に原審査で決定された額であり、保険給付額、公費負担額及び利用者負担額(公費の本人負担額)の合計額。
※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。
※補足給付は含まない。

出典:厚生労働省「介護給付費等実態統計」「介護給付費等実態調査」(各年5月審査分～翌年4月審査分)

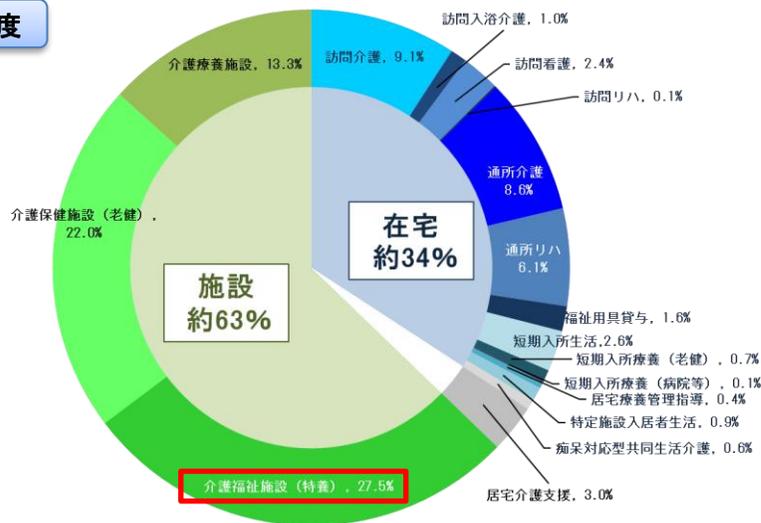
介護老人福祉施設 1事業所1月あたりの受給者数・費用額、利用者1人1月あたりの費用額



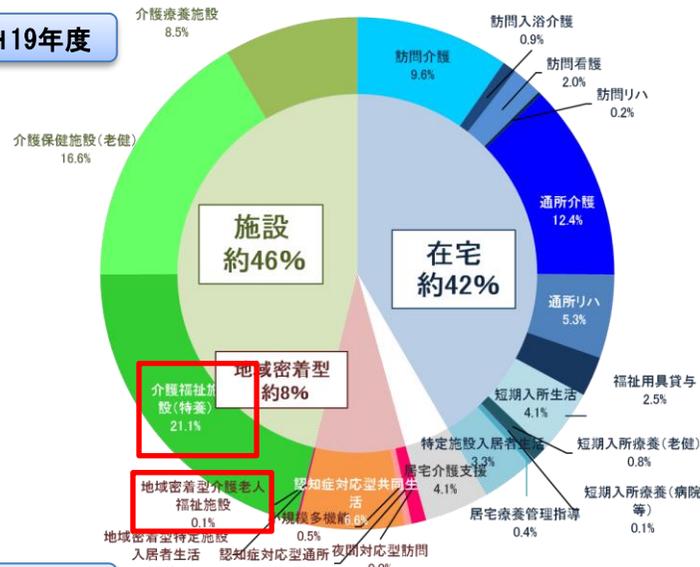
※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。
 ※請求事業所数には、月遅れ請求分及び区分不詳を含む。

サービス種類別介護費用額割合の推移

H13年度



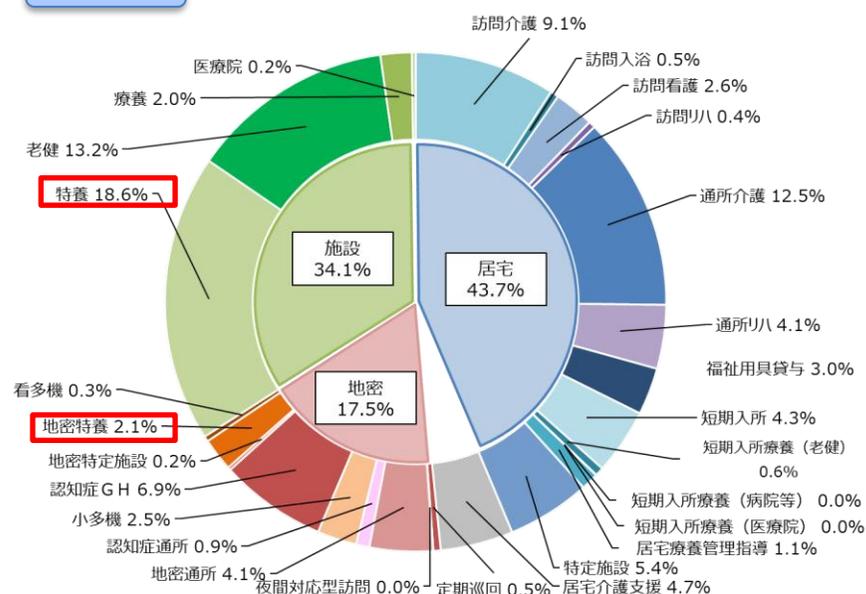
H19年度



H24年度



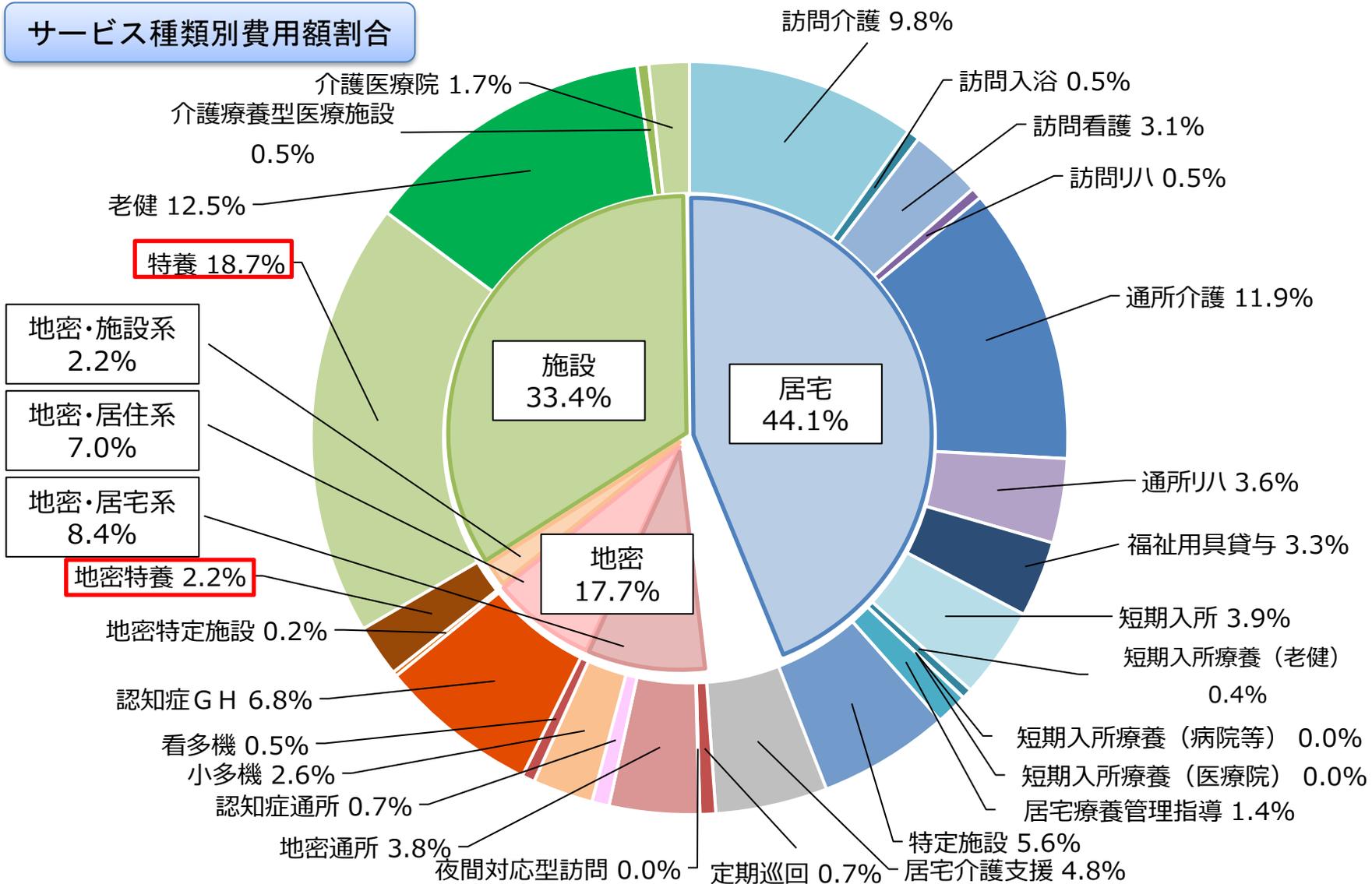
H30年度



[出典]介護給付費等実態調査(平成13年度から平成30年度)より作成

介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳(令和3年度) 割合

サービス種類別費用額割合



【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))

(注3) 令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

介護保険給付に係る総費用等における提供サービスの内訳(令和3年度) 金額

		費用額 (百万円)	請求事業所数
居宅	訪問介護	1,056,219	34,372
	訪問入浴介護	57,398	1,658
	訪問看護	334,982	13,843
	訪問リハビリテーション	51,968	5,214
	通所介護	1,279,943	24,445
	通所リハビリテーション	389,552	8,060
	福祉用具貸与	350,628	7,180
	短期入所生活介護	421,633	10,643
	短期入所療養介護	47,909	3,385
	居宅療養管理指導	146,203	45,607
	特定施設入居者生活介護	604,219	5,910
	計	4,740,654	160,317
居宅介護支援		514,629	37,831
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	72,234	1,151
	夜間対応型訪問介護	3,681	180
	地域密着型通所介護	410,524	18,947
	認知症対応型通所介護	79,601	3,098
	小規模多機能型居宅介護	277,991	5,824
	看護小規模多機能型居宅介護	59,030	1,000
	認知症対応型共同生活介護	734,030	14,328
	地域密着型特定施設入居者生活介護	21,860	363
地域密着型介護老人福祉施設サービス	239,843	2,483	
計	1,898,795	47,374	
施設	介護老人福祉施設	2,007,919	8,340
	介護老人保健施設	1,348,998	4,230
	介護療養型医療施設	54,237	340
	介護医療院	184,721	671
	計	3,595,326	13,581
合計		10,749,404	259,103

※請求事業所数は延べ数である。

【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」

(注1)総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。

介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。

(注2)介護費用額は、令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))、請求事業所数は、令和4年4月審査分である。

(注3)令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

介護老人福祉施設の経営状況

○ 介護老人福祉施設の収支差率は1.3%となっている。

■ 各サービスにおける収支差率

サービスの種類	令和2年度 実態調査	令和4年度 概況調査	
	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算
介護老人福祉施設	1.6% (1.6%)	1.6% <1.2%> (1.6%)	1.3% <1.2%> (1.3%)
介護老人保健施設	2.4% (2.2%)	2.8% <2.1%> (2.5%)	1.9% <1.5%> (1.3%)
介護医療院	5.2% ※ (4.7%) ※	7.0% <6.2%> (6.5%)	5.8% <5.2%> (5.3%)
特定施設入居者生活介護	3.0% (1.9%)	4.6% <4.4%> (3.6%)	4.0% <3.9%> (3.1%)

※令和4年度決算は調査中

注: 収支差率に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

注: 括弧なしは、税引前収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)。

< >内は、税引前収支差率(コロナ補助金を含まない)

()内は、税引後収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)

地域密着型介護老人福祉施設の経営状況

○ 地域密着型介護老人福祉施設の収支差率は1.2%となっている。

■ 地域密着型サービスにおける収支差率

サービスの種類	令和2年度 実態調査		令和4年度 概況調査	
	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.6% (6.0%)	8.4% <8.1%> (7.7%)	8.2% <8.1%> (7.8%)	
夜間対応型訪問介護※	2.5% (2.0%)	△8.6% <△9.0%> (△8.9%)	3.8% <3.8%> (3.3%)	
地域密着型通所介護	1.8% (1.5%)	4.0% <3.5%> (3.7%)	3.4% <3.1%> (3.1%)	
認知症対応型通所介護	5.6% (5.4%)	9.3% <8.8%> (9.1%)	4.4% <4.3%> (4.3%)	
小規模多機能型居宅介護	3.1% (2.9%)	4.1% <3.8%> (4.1%)	4.7% <4.6%> (4.5%)	
認知症対応型共同生活介護	3.1% (2.7%)	5.8% <5.5%> (5.5%)	4.9% <4.8%> (4.6%)	
地域密着型特定施設入居者生活介護〔特定施設分以外を含む全体〕	1.0% (0.6%)	3.7% <3.3%> (3.2%)	3.0% <2.8%> (2.6%)	
地域密着型介護老人福祉施設	1.3% (1.3%)	1.1% <0.7%> (1.1%)	1.2% <1.1%> (1.2%)	
看護小規模多機能型居宅介護	3.3% (3.1%)	5.2% <4.9%> (4.9%)	4.6% <4.4%> (4.2%)	

注：「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

※令和4年度決算は調査中

注：括弧なしは、税引前収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)。

< >内は、税引前収支差率(コロナ補助金を含まない)

()内は、税引後収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)

出典：令和2年度介護事業経営実態調査結果及び令和4年度介護事業経営概況調査結果

地域密着型介護老人福祉施設の収支差率等

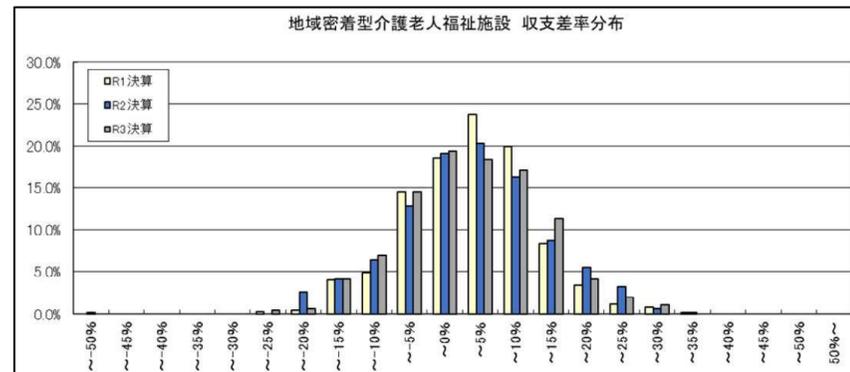
○ 小規模多機能型居宅介護の収支差率（令和3年度決算 税引前（コロナ補助金を含む）は1.2%（※）となっており、金額ベースでは13.3万円。※収支差率について全サービスの平均は3.0%。

22 地域密着型介護老人福祉施設

		令和2年度実態調査		令和4年度概況調査		（参考）令和元年度概況調査	
		令和元年度決算		令和2年度決算		平成30年度決算	
		千円		千円		千円	
I 介護事業収益	(1)介護料収入	8,219	8,620	8,700	7,862		
	(2)保険外の利用料	2,540	2,536	2,580	2,503		
	(3)補助金収入 (新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く)	20	41	31	23		
	(4)介護報酬査定減	-1	-1	-1	-0		
II 介護事業費用	(1)給与費	6,977	64.7%	7,297	65.1%	7,414	65.5%
	(2)減価償却費	1,117	10.4%	1,126	10.0%	1,099	9.7%
	(3)国庫補助金等特別積立金取崩額	-326		-321		-309	
	(4)その他	2,721	25.2%	2,843	25.4%	2,844	25.1%
	うち委託費	685	6.4%	726	6.5%	704	6.2%
III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	31		51		51	
IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	100		93		84	
V 特別損失	(1)本部費繰入	48		86		58	
収入 ①=I+III		10,782		11,201		11,314	
支出 ②=II+IV+V		10,636		11,124		11,190	
差引 ③=①-②		145	1.3%	76	0.7%	124	1.1%
新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入		-		44		9	
新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含めた差引 ③'		-		120	1.1%	133	1.2%
法人税等		-		-		-	
法人税等差引 ④=③'-法人税等		145	1.3%	120	1.1%	133	1.2%
有効回答数		718		468		468	

収支差率分布

有効回答数 = 468



※ 比率は収入に対する割合である。
 ※ 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。
 ※ 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数と一致しない場合等がある。

21 a 設備資金借入金元金償還金支出	631	674	693	679
22 b 長期運営資金借入金元金償還金支出	68	68	75	67
23 参考:(④ + II(2) + II(3)) - (a+b)	236	183	155	247

24 定員	26.4人		26.1人	25.5人
25 延べ利用者数	772.0人		778.4人	795.2人
26 常勤換算職員数(常勤率)	19.8人 82.0%		20.4人 82.3%	19.6人 83.4%
27 看護・介護職員常勤換算数(常勤率)	15.4人 83.3%		15.8人 83.7%	15.2人 84.6%
常勤換算1人当たり給与費				
28 看護師	404,447円		405,350円	406,321円
29 准看護師	361,185円		375,826円	362,484円
30 介護福祉士	359,151円		373,243円	348,703円
31 介護職員	336,017円		350,816円	326,387円
32 非常勤				
33 看護師	340,866円		360,966円	361,322円
34 准看護師	318,011円		316,431円	340,254円
35 介護福祉士	274,231円		299,167円	268,564円
36 介護職員	251,946円		274,156円	252,438円

利用者1人当たり収入				
36 ・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を除く	13,966円		14,535円	13,071円
37 ・新型コロナウイルス感染症関連の補助金収入を含む	-		14,547円	-
38 利用者1人当たり支出	13,778円		14,376円	12,804円
39 常勤換算職員1人当たり給与費	335,684円		351,082円	333,414円
40 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費	328,964円		344,414円	323,782円

41 常勤換算職員1人当たり利用者数	1.3人		1.3人	1.3人
42 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数	1.7人		1.7人	1.7人

収支差率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域密着型介護老人福祉施設 (税引前)平均	2.0%	1.3%	1.1%	1.2%
地域密着型介護老人福祉施設 (税引後)平均	2.0%	1.3%	1.1%	1.2%

出典:令和4年度 介護事業経営概況調査結果

第8期介護保険事業計画におけるサービス量等の見込み

令和2(2020)年度
実績値 ※1

令和5(2023)年度
推計値 ※2

令和7(2025)年度
推計値 ※2

令和22(2040)年度
推計値 ※2

○ 介護サービス量

	令和2(2020)年度 実績値 ※1	令和5(2023)年度 推計値 ※2	令和7(2025)年度 推計値 ※2	令和22(2040)年度 推計値 ※2
在宅介護	359 万人	391 万人 (9%増)	405 万人 (13%増)	474 万人 (32%増)
うちホームヘルプ	114 万人	123 万人 (8%増)	128 万人 (12%増)	152 万人 (33%増)
うちデイサービス	219 万人	244 万人 (11%増)	253 万人 (15%増)	297 万人 (36%増)
うちショートステイ	35 万人	40 万人 (14%増)	40 万人 (17%増)	48 万人 (38%増)
うち訪問看護	61 万人	68 万人 (10%増)	71 万人 (15%増)	84 万人 (37%増)
うち小規模多機能	11 万人	13 万人 (19%増)	14 万人 (23%増)	16 万人 (43%増)
うち定期巡回・随時 対応型サービス	3.0 万人	4.1 万人 (37%増)	4.4 万人 (45%増)	5.4 万人 (78%増)
うち看護小規模多機能型居宅介護	1.5 万人	2.6 万人 (75%増)	2.8 万人 (89%増)	3.4 万人 (130%増)
居住系サービス	47 万人	54 万人 (14%増)	56 万人 (19%増)	65 万人 (39%増)
特定施設入居者生活介護	26 万人	30 万人 (17%増)	32 万人 (22%増)	37 万人 (43%増)
認知症高齢者グループホーム	21 万人	23 万人 (11%増)	24 万人 (15%増)	28 万人 (33%増)
介護施設	103 万人	110 万人 (8%増)	116 万人 (13%増)	133 万人 (30%増)
特養	62 万人	67 万人 (8%増)	71 万人 (14%増)	82 万人 (31%増)
老健	35 万人	37 万人 (5%増)	39 万人 (10%増)	44 万人 (26%増)
介護医療院	3.4 万人	5.2 万人 (53%増)	6.5 万人 (91%増)	7.4 万人 (118%増)
介護療養型医療施設	1.7 万人	1.0 万人 (40%減)	- 万人	- 万人

※1) 2020年度の数値は介護保険事業状況報告(令和2年12月月報)による数値で、令和2年10月サービス分の受給者数(1月当たりの利用者数)。

在宅介護の総数は、同報告の居宅介護支援・介護予防支援、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの受給者数の合計値。

在宅介護の内訳について、ホームヘルプは訪問介護、訪問リハ(予防給付を含む。)、夜間対応型訪問介護の合計値。

デイサービスは通所介護、通所リハ(予防給付を含む。)、認知症対応型通所介護(予防給付を含む。)、地域密着型通所介護の合計値。

ショートステイは短期入所生活介護(予防給付を含む。)、短期入所療養介護(予防給付を含む。))の合計値。

居住系サービスの特定施設及び介護施設の特養は、それぞれ地域密着型サービスを含む。

※2) 令和5(2023)年度、令和7(2025)年度、令和22(2040)年度の数値は、地域包括ケア「見える化」システムにおける推計値等を集計したものの。

なお、在宅介護の総数については、※1と同様の方法による推計値。

1. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の概況

 2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

改定事項

- 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ⑤ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑥ 2(2)②特別養護老人ホームにおける看取りへの対応の充実
- ⑦ 2(4)⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- ⑧ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し
- ⑨ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保(※地密のみ)
- ⑩ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑪ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し
- ⑫ 3(1)⑬特別養護老人ホームにおける個別機能訓練加算の見直し
- ⑬ 3(1)⑭施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑭ 3(1)⑮施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑮ 3(1)⑯多職種連携における管理栄養士の関与の強化

改定事項

- ⑩ 3(2)④ADL維持等加算の見直し
- ⑪ 3(3)①寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進
- ⑫ 3(3)②褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ⑬ 3(3)③排せつ支援加算の見直し
- ⑭ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑮ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑯ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ⑰ 4(2)①見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し
- ⑱ 4(2)②見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和
- ⑲ 4(2)③テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進
- ⑳ 4(2)⑩介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し
- ㉑ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ㉒ 6①介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ㉓ 6③基準費用額の見直し

2.(2)② 特別養護老人ホームにおける看取りへの対応の充実

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 特別養護老人ホームにおける中重度者や看取りへの対応の充実を図る観点から、看取り介護加算の算定要件の見直しを行うとともに【告示改正、通知改正】、現行の死亡日以前30日前からの算定に加え、それ以前の一定期間の対応についても新たに評価する区分を設ける【告示改正】。
- あわせて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求めることとする。【通知改正】

単位数

<現行>	<改定後>
看取り介護加算(Ⅰ)	看取り介護加算(Ⅰ)
死亡日30日前～4日前 144単位/日	⇒ 死亡日45日前～31日前 72単位/日 (新設)
死亡日前々日、前日 680単位/日	変更なし
死亡日 1,280単位/日	変更なし
看取り介護加算(Ⅱ)	看取り介護加算(Ⅱ)
死亡日30日前～4日前 144単位/日	⇒ 死亡日45日前～31日前 72単位/日 (新設)
死亡日前々日、前日 780単位/日	変更なし
死亡日 1,580単位/日	変更なし

<看取り介護加算(Ⅰ)>

死亡日以前45日	72単位/日
死亡日以前30日	144単位/日
死亡日以前4日	680単位/日
死亡日	1,280単位/日

算定要件等

- 看取り介護加算の要件として、以下の内容等を規定する。
 - ・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。(通知)
 - ・ 看取りに関する協議の場の参加者として、生活相談員を明記する。(告示)
- 施設サービス計画の作成に係る規定として、以下の内容等を通知に記載する。
 - ・ 施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。【省令改正】

基準

- 個室ユニット型施設における1ユニットの定員について、以下のとおり見直しを行う。
 - <現行>
おおむね10人以下としなければならない。
 - ⇒
 - <改定後>
 - ・原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
 - ・当分の間、現行の入居定員を超えるユニットを整備する場合は、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し②

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。【省令改正、告示改正】

基準等

- 個室ユニット型施設における居室の基準（省令）について、以下のとおり見直しを行う。

<現行>

ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

<改定後>

廃止

- 算定告示の見直し（ユニット型介護福祉施設における介護福祉施設サービス費の例）

○ユニット型介護福祉施設サービス費

・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ⇒ ・ユニット型介護福祉施設サービス費

・ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ⇒ ・経過的ユニット型介護福祉施設サービス費

○ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費 ⇒ 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費

・ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ⇒ ・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

・ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ⇒ ・経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費（Ⅱ）

3.(1)⑬ 特別養護老人ホームにおける個別機能訓練加算の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- (地域密着型) 介護老人福祉施設における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

< 現行 >		< 改定後 >
個別機能訓練加算	12単位/日	⇒
		個別機能訓練加算 (I) 12単位/日
		個別機能訓練加算 (II) 20単位/月 (新設)
		※ (I) と (II) は併算可。

算定要件等

< 個別機能訓練加算 (II) >

- 個別機能訓練加算 (I) を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。

4. (2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 人材確保や職員定着の観点から、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。【省令改正】

基準

<現行>

従来型とユニット型を併設する場合において、介護・看護職員の兼務は認められない。

⇒

<改定後>

従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合は、介護・看護職員の兼務を認める。

(※) 入所者の処遇や職員の負担に配慮する観点から、食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を配慮して適切に行われること、労働関係法令に基づき、職員の休憩時間や有給休暇等が適切に確保されていることなどの留意点を明示

<特養と特養を併設する場合の介護・看護職員の兼務の可否>

	従来型	ユニット型
従来型	○	× ⇒ ○
ユニット型	× ⇒ ○	○

※ ○は入所者の処遇に支障がない場合にのみ可能。

4. (2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し②

概要

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護★】

- 人材確保や職員定着の観点から、広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。【省令改正】

基準

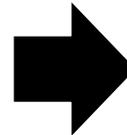
< 現行 >

広域型特養・介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護が併設する場合において、介護職員及び管理者の兼務は不可

< 改定後 >

⇒ 広域型特養と小規模多機能型居宅介護が併設する場合において、介護職員は入所者の処遇に支障がない場合に、管理者は管理上支障がない場合に限り、兼務可能

小規模多機能型居宅介護に併設する施設・事業所	介護職員の兼務	管理者の兼務
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院	○	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	×	×
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」		



小規模多機能型居宅介護に併設する施設・事業所	介護職員の兼務	管理者の兼務
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院	○	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	○	○
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」		

4. (2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し③

概要

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- サテライト型居住施設において、本体施設が特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、置かないことを可能とする。【省令改正】

基準

< 現行 >

サテライト型居住施設の生活相談員について、本体施設が特別養護老人ホーム又は地域密着型特養特別養護老人ホームである場合、置かなければならない。

⇒

< 改定後 >

サテライト型居住施設の生活相談員について、本体施設の特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、置かないことができる。

4.(2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し④

概要

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型居住施設を除く。）において、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。【省令改正】

基準

< 現行 >

地域密着型特養特別養護老人ホームにおいて、栄養士を置かなければならない。

< 改定後 >

⇒ 他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

1. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容

 3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

4. 現状と課題及び論点

介護老人福祉施設に関連する各種意見

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会）

抜粋

（個室ユニット型施設の入居定員の見直しに係る検証）

- 今後、現行の入居定員の基準を超える新たなユニットを整備する施設において、ケアの質が維持され、職員の過度な負担につながらぬよう、当該ユニットの整備・運営状況を定期的に把握しつつ、適切な運営や指導が行われているか検証し、必要な見直しなどの対応を検討するべきである。

（小規模介護福祉施設等の基本報酬）

- 小規模介護福祉施設及び経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本報酬について、その収支差率については地域差が見られることから、経営実態について今後調査し、通常の基本報酬との統合に向けて引き続き検討していくべきである。

介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

抜粋

（施設入所者への医療提供）

- 特別養護老人ホームにおける医療ニーズへの適切な対応の在り方について、配置医師の実態等も踏まえつつ、引き続き、診療報酬や介護報酬上の取扱いも含めて、検討を進めることが適当である。

（施設サービス等の基盤整備）

- 個室ユニット型施設の整備の推進については、個室ユニットがプライバシーの確保や尊厳の保持といったケアそのものにおいて果たす役割のみならず、新型コロナウイルス感染症拡大下において果たした役割等も踏まえ、人材確保や費用面などの課題等も整理しながら、引き続き検討していくことが重要である。

介護老人福祉施設に関する各種意見

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定） 抜粋

特別養護老人ホームにおける施設内の医療サービス改善

a 厚生労働省は、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）における現行の配置医師（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第1号の規定等により特養に配置された医師をいう。）による医療の提供に関して、現行制度では、特養入所者の施設内における医療ニーズ（特に、特養入居者の急変時及び看取り時に要する配置医師又はその他の医師による訪問診療や往診、オンライン診療）に十分応えられておらず、当該規定において配置医師が行うこととされる「健康管理及び療養上の指導」の範囲の明確化や配置医師制度等の見直しなど所要の措置を検討すべきではないかとの指摘を踏まえ、特養における医療ニーズへの対応の在り方を検討するために、配置医師の実態（在宅療養支援診療所に所属している医師か否か、雇用実態、提供する医療の内容等）、特養における入居者の医療ニーズの具体的内容、入居者に対して現に行われている医療対応などについて必要な調査を実施する。

b 厚生労働省は、当該調査結果を踏まえ、特養における必要な訪問診療、往診、オンライン診療について介護保険又は医療保険で適切に評価するなど、特養における医療ニーズへの適切な医療提供を可能とするための必要な措置について検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。その際、医療保険・介護保険制度への影響や患者負担への影響に留意するとともに、看取り期等の患者に対して本人が必要としない過剰な医療の提供がないよう留意する。

a：令和4年度措置

b：令和5年度結論・措置

【テーマ4】高齢者施設・障害者施設等における医療

主な課題

- (1) 高齢者施設・障害者施設等の医療提供機能について
- 特養において提供可能な医療については、酸素療法(酸素吸入)を行うことが可能な施設が約 54%、静脈内注射(点滴含む)が約 32%、喀痰吸引(1日8回以上)が約 24%である。
 - 退所者のうち 69.0%が死亡によるものであることや、83.0%の特養が施設における看取りに対応していることから、「終の棲家」としての機能は一定程度果たしているといえる。
 - そうした中、特養における配置医師が行う健康管理や療養上の指導は、介護報酬において評価されているが、配置医師との契約形態等により、配置医師が不在時において、急変時の対応が難しい状況が発生しうるという指摘もある。実際に、配置医師が不在時に生じた急変等の対応方法としては「配置医師によるオンコール対応」は平日・日中：63.2%、平日・日中以外：38.2%、「配置医師以外の医療機関によるオンコール対応」は平日・日中：16.0%、平日・日中以外：30.3%、「上記は実施せず、救急搬送」は平日・日中：26.0% 平日・日中以外：38.2%となっている。
 - また、配置医師緊急時対応加算の算定率が 5.9%にとどまっていることや、看取りを受け入れられない場合がある理由として「対応が難しい医療処置があるため」と回答する施設が 48.8%あり、医療対応が必要な場合でも可能な限り施設で生活を送ることができるようにする観点から、更なる取組みが求められる。

検討の視点

- (1) 高齢者施設・障害者施設等の医療提供機能について
- 必ずしも常勤でないものの医師の配置が義務づけられている特養における医療ニーズへの適切な対応のあり方について、どのように考えられるか。

ユニット型施設創設後の経緯等について

1. 新型特養(全室個室・ユニットケアが特徴)に対する施設整備補助・既存施設の改修補助を創設(平成14年)

※ 全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議(平成14年2月12日(火))資料においては、新型特養の整備を優先採択する旨、今後整備する特養については、全室個室・ユニットケアを原則としていく旨が示されている。

2. 「小規模生活単位型」の施設基準及び報酬の創設(平成15年)

「小規模生活単位型」は、4人部屋主体の居住環境を抜本的に改善し、集団処遇型ケアを個人の自立的生活を支援するケアに転換していくもの。その特徴として、ユニットケアがあげられている。全室個室が原則で、おおむね10人以下をひとつのユニットとした。

3. ユニット型個室・ユニット型準個室の創設(平成17年10月)

特養における小規模生活単位型がユニット型個室とユニット型準個室に切り分けられた。併せて、老健・療養病床にもユニット型個室・ユニット型準個室が設けられた。

※ 準個室について

準個室については、既存施設の構造・設備上の制約から、完全な個室への改修が容易ではない場合がありうることから、個室に準ずる居室として設けられたもの。あくまで既存施設の改修においてのみ許容されるものであり、新設の小規模生活単位型特別養護老人ホームには該当しないこととされている。

(平成15年度老健事業 既存特別養護老人ホームでのユニットケア導入のための改修モデルに関する調査研究)

4. ユニット化70%目標について

平成18年改定に合わせ設定。当時は介護保険三施設を統合するという議論があったことから、三施設あわせたユニット化率目標は50%と設定された一方で、住まいである特養については、より高い目標を求める必要があったことから、70%という目標が設定された。

5. 「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」に名称変更(平成30年4月)

平成30年改定において、「ユニット型準個室」を「ユニット型個室的多床室」へと名称の変更をおこなった。

6. 1ユニットあたりの入居定員の見直し(令和3年4月)

令和3年改定において、基準省令において定めるユニット型施設の1ユニットあたりの入居定員を、「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」と改め、ユニットの入居定員規模の見直しを行った。

7. ユニット型個室的多床室の新設の禁止(令和3年4月)

ユニット型施設の居室類型の一つである「ユニット型個室的多床室」の新たな整備を感染症等の観点から廃止し、現に存する「ユニット型個室的多床室」は経過措置とした。

1. 調査目的

令和3年度介護報酬改定では、個室ユニット型施設の1ユニットの定員を、実態を勘案した職員配置に努めることを求めつつ、「原則として概ね10人以下とし15人を超えないもの」としたほか、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能としたところ。

また、新たなユニットを整備する施設において、ケアの質が維持され、職員の過度な負担につながらなぬよう、当該ユニットの整備・運営状況を定期的に把握しつつ、適切な運営や指導が行われているか検証し、必要な見直しなどの対応を検討すべきとされている。

本調査は、1ユニットの定員が10人を超えるものも含めたユニット型施設について、地域における整備状況やケアの提供体制を含めた運営状況、従来型施設と併設する場合の職員の兼務の活用状況、ユニットケア研修等に関する実態把握を行い、検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査客体

- ・介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）等
- ・都道府県・市町村
- ・ユニットケア研修受託団体（ヒアリングのみ）

3. 主な調査項目

（介護保険施設）

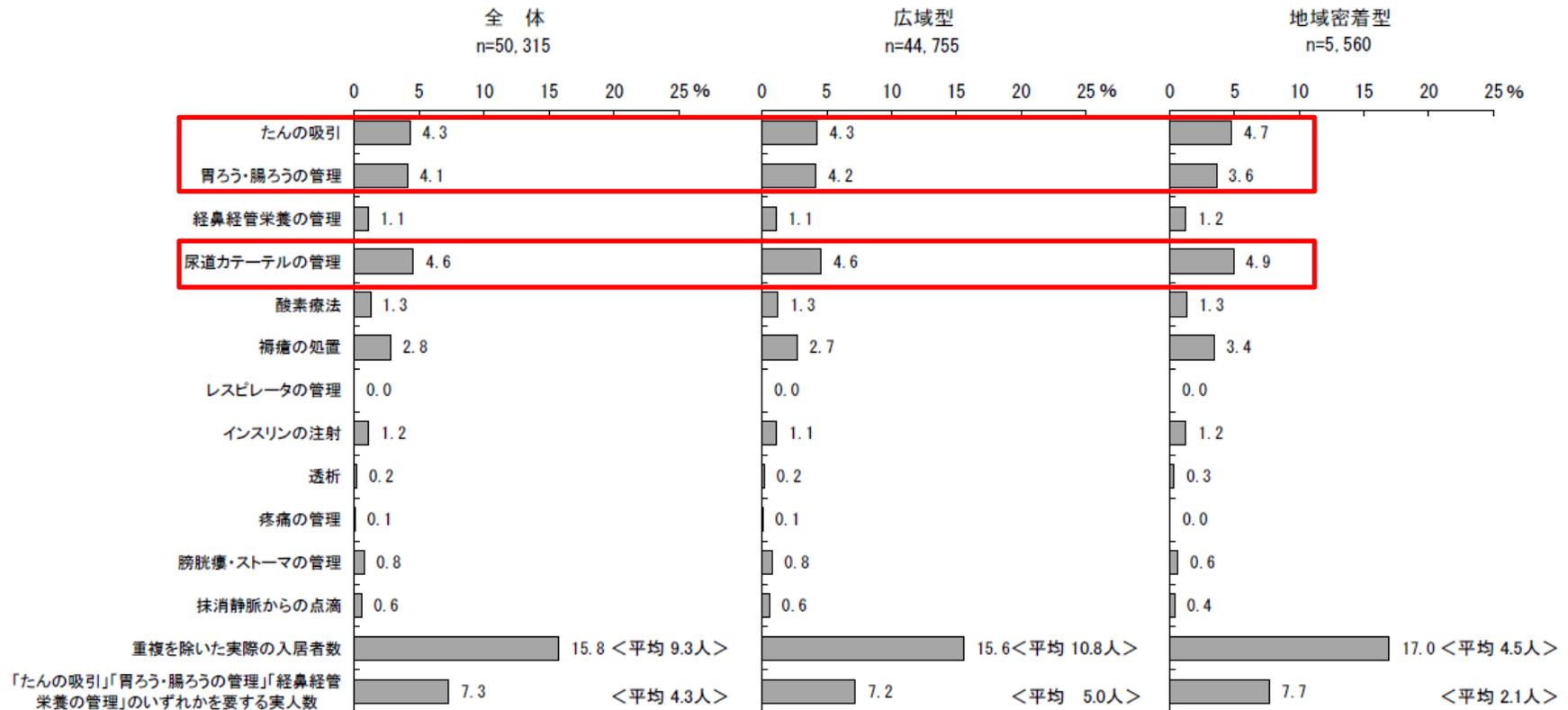
- ・（日中及び夜間の）職員配置、業務内容、人材育成・定着の方法などサービスの提供体制に関する状況
- ・入浴・食事等のケアの提供状況
- ・ユニットリーダーの配置、ユニットケア研修の受講状況
- ・従来型とユニット型を併設する際の職員の兼務の活用状況、活用による効果や運用に当たっての課題
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止策の取組状況
等

（都道府県・市町村）

- ・1ユニットの定員に係る規定（条例等）の現状
- ・ユニット型施設の整備・公募の方針、整備補助・支援・指導の状況
- ・実地研修施設確保など、円滑なユニットケア研修に向けた取組
等

医療処置を要する入所者数・処置内容

- 医療処置を要する入所者数（重複を除いた実人数）は、1施設あたり平均9.3人、入居者総数に占める割合は15.8%であった。
- 処置内容は、「尿道カテーテルの管理」を要する入所者が最も多く4.6%、次いで「たんの吸引」を要する入所者が4.3%であった。



注) Σ (当該医療処置を要する入居者数) \div Σ (入所者総数) で割合を算出。

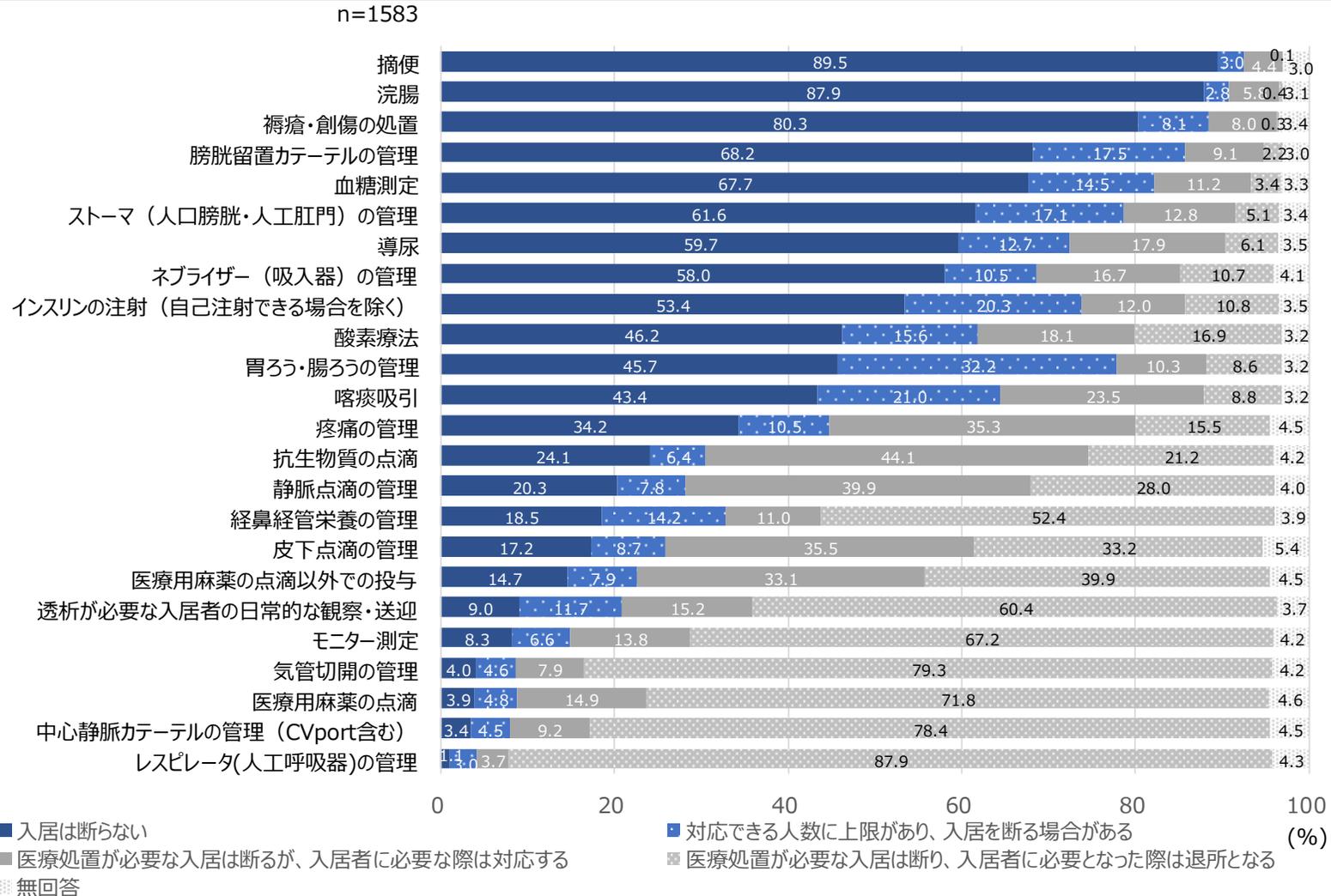
<>内は1施設あたり人数。上記数値作成に用いた回答施設数で分子 (Σ (当該医療処置を要する入居者数)) を除して算出。

このとき、n数を統一するため、すべての医療処置を要する人数および入居者数にエラー・無回答のない回答から作成。

介護老人福祉施設における医療処置の提供方針(医療処置別の入所者の受入れ方針)

○「摘便」、「浣腸」、「褥瘡・創傷の処置」においては8割以上の施設が、「入所は断らない」としている一方、「医療用麻薬の点滴以外での投与」、「透析が必要な入所者の日常的な観察・送迎」などでは、7割以上の施設が「入所を断る」としている。

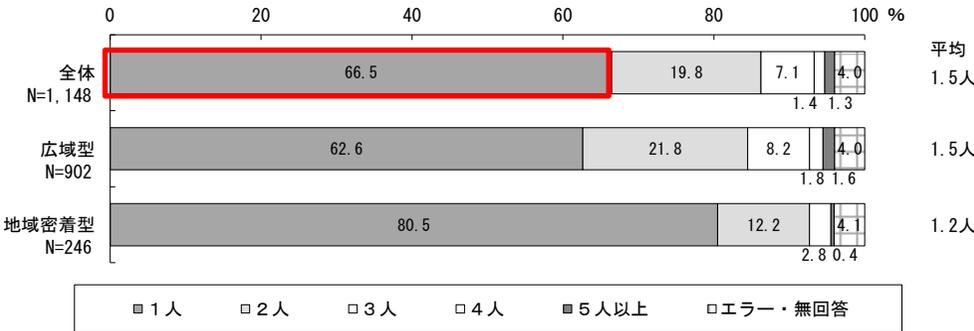
○一定の医療処置について、提供方針は施設ごとにばらつきがあることが見てとれる。



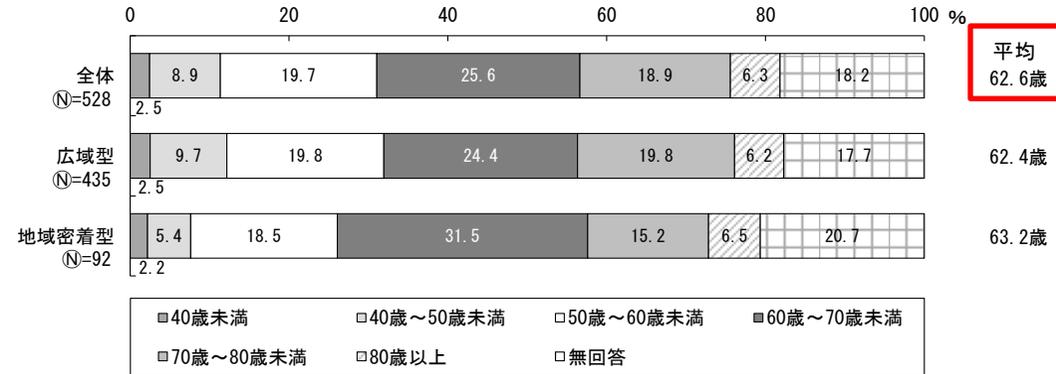
介護老人福祉施設における配置医師数・年齢・雇用形態

○配置医師数は全体で「1人」が66.5%で最も多く、配置医師の1施設あたりの平均人数（実人数）は1.5人である。
 ○平均年齢は62.6歳である。
 ○雇用形態は「雇用契約（嘱託等）」が62.9%で最も多く、「配置医師の所属先医療機関との契約」が28.2%、「雇用契約（正規職員）」が4.2%である。

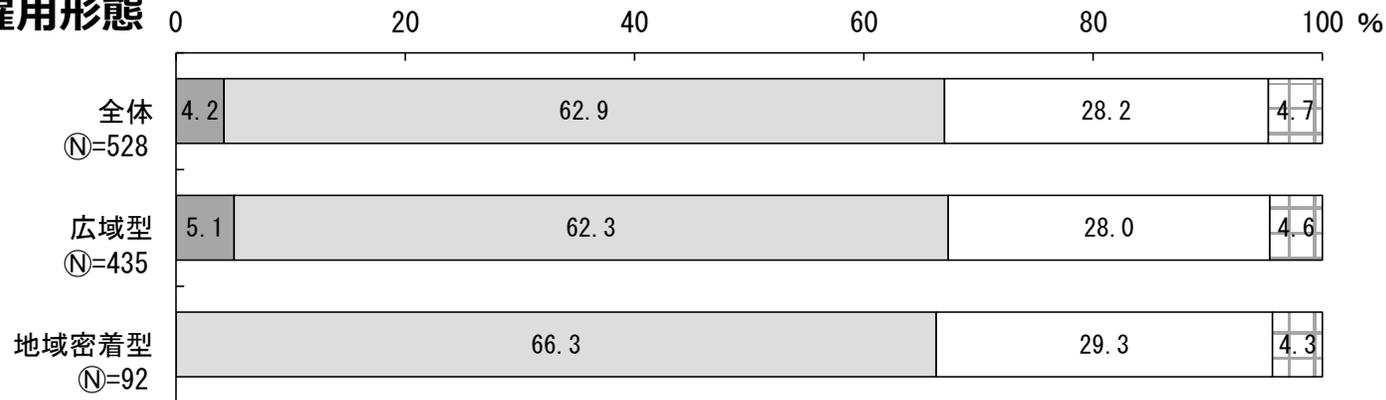
○ 配置医師数



○ 年齢



○ 雇用形態



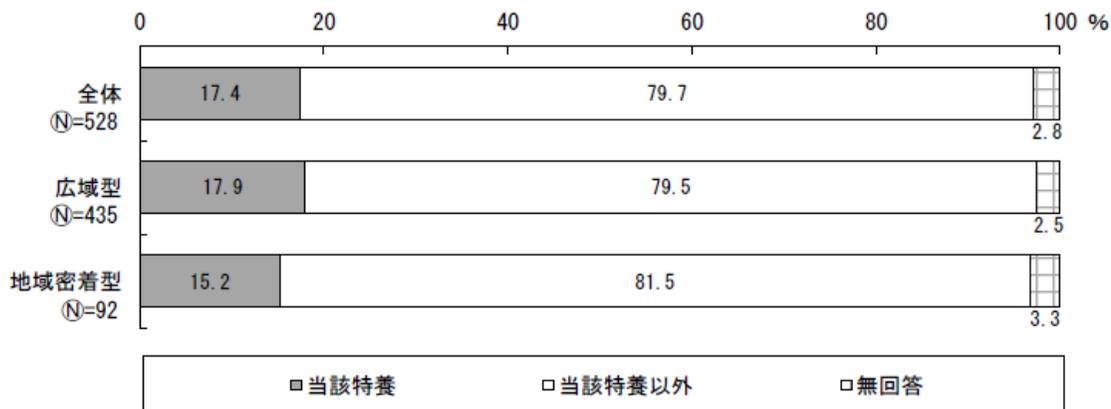
■雇用契約(正規職員) □雇用契約(嘱託等) □配置医師の所属先医療機関との契約 □無回答

介護老人福祉施設における配置医師の主たる勤務先

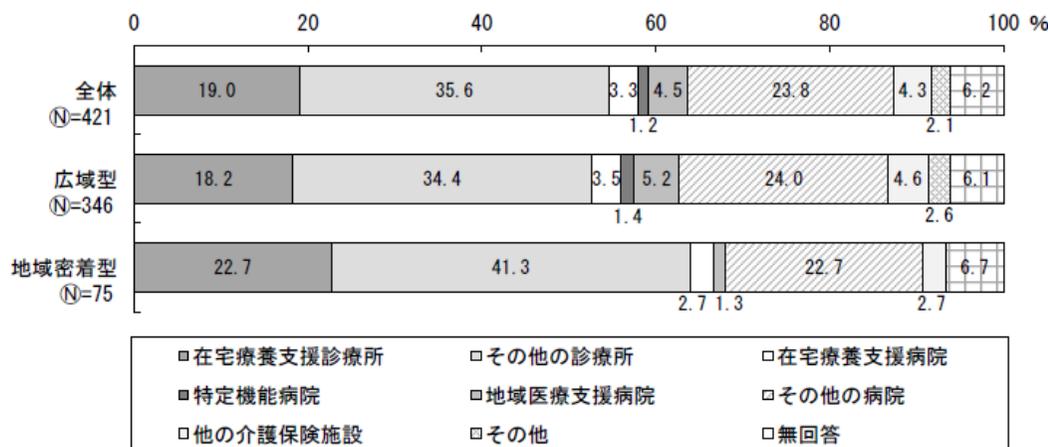
○配置医師の主たる勤務先は「当該特養」が17.4%、「当該特養以外」が79.7%であり、約8割の配置医師は主たる勤務先が特養以外であった。

○主たる勤務先が特養以外である場合、その勤務先は「その他の診療所」が最も多く35.6%、次いで「その他の病院」が23.8%であった。

○ 主たる勤務先



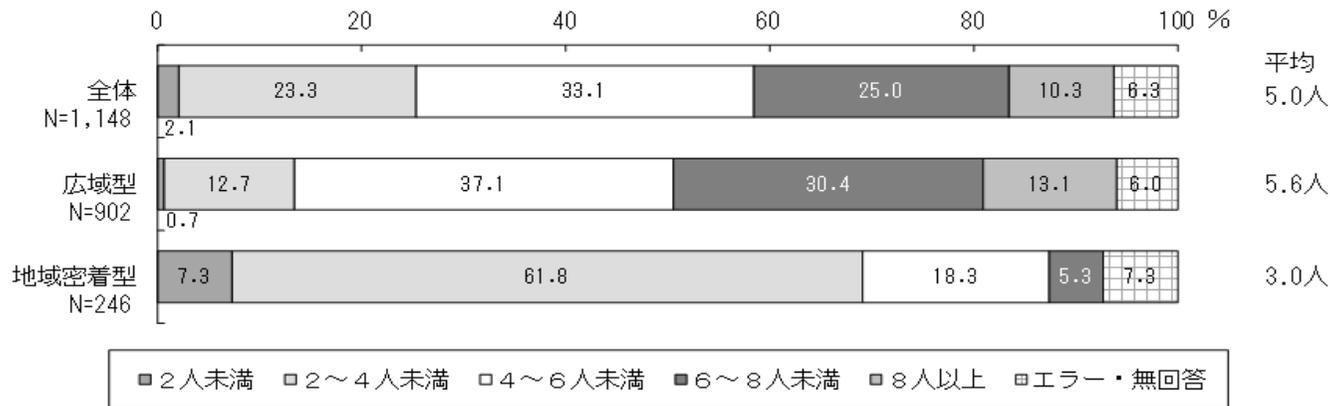
○ 勤務先の種別（主たる勤務先を「当該特養以外」と回答した配置医師のみ）



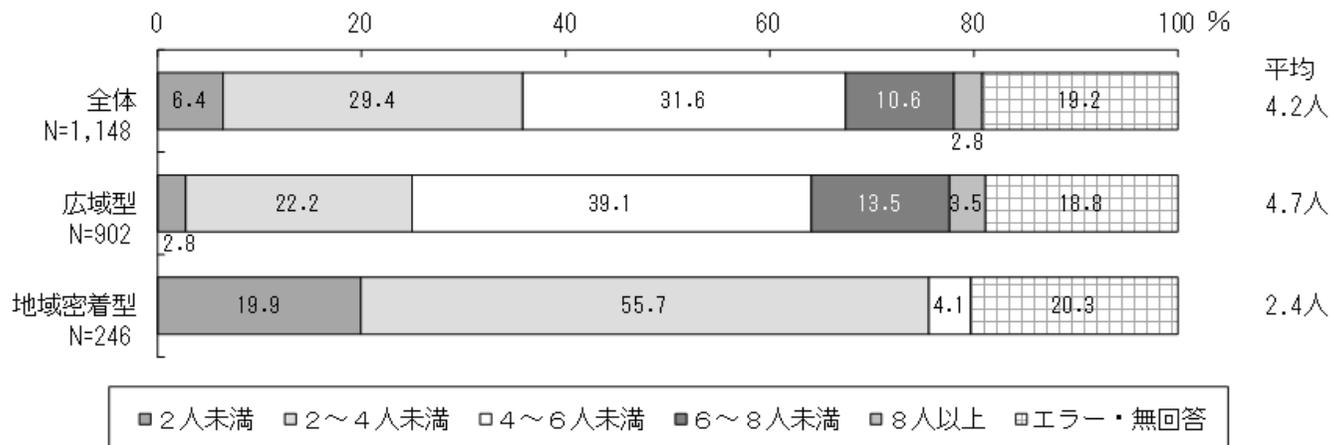
介護老人福祉施設における看護職員数

○実人員（常勤・非常勤合計）は、「4～6人未満」が33.1%で最も多く、平均 5.0 人である。
 ○常勤の看護職員数（実人員）は、「4～6人未満」が最も多く 31.6%であり、平均は 4.2 人である。

○ 看護職員数（実人員）（※1）



○ 看護職員数（常勤換算数）（※1）



(※1)同一建物内で複数の特別養護老人ホームを運営している場合も1施設として取扱っている。

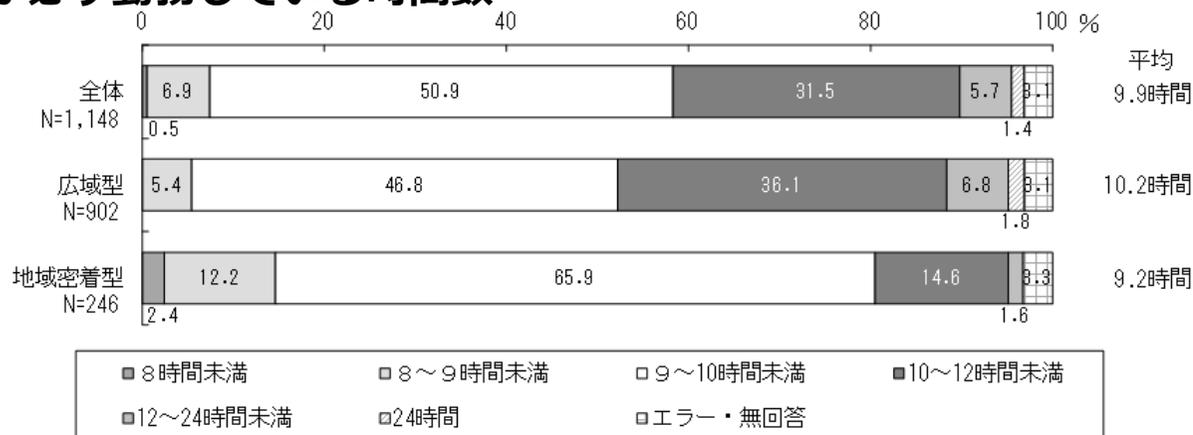
出典:令和4年度 老人保健健康増進等事業「特別養護老人ホームと医療機関の協力体制に関する調査研究」

介護老人福祉施設における看護職員の勤務状況

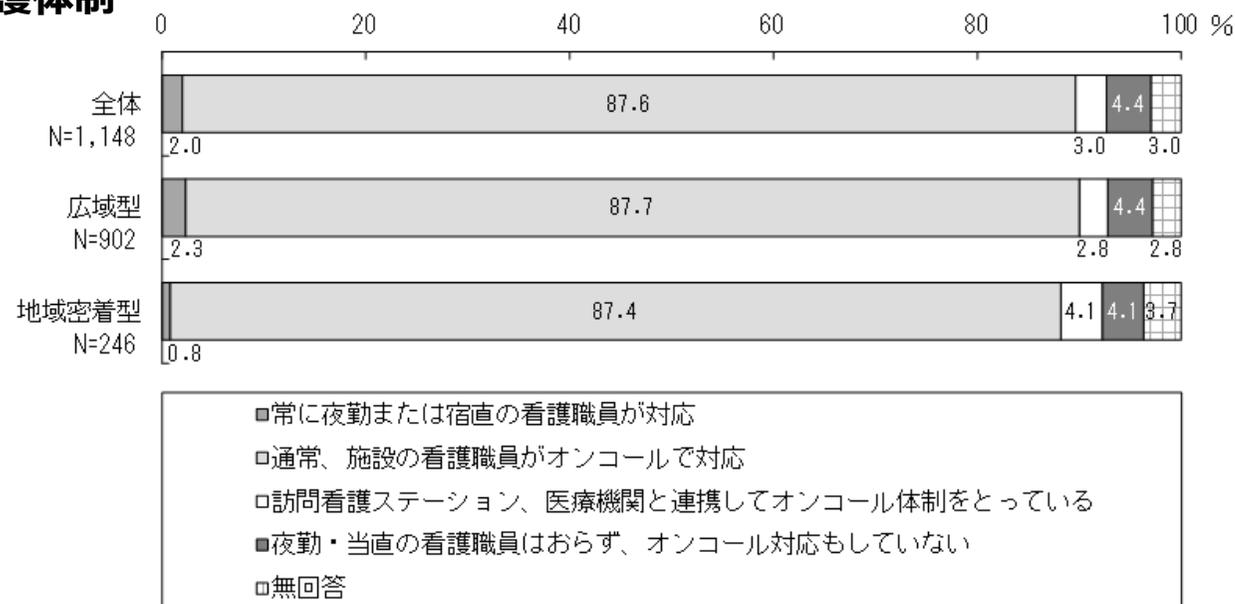
○看護職員が必ず勤務している時間数は、「9～10 時間未満」が 50.9%と過半数を占め、平均は9.9時間である。また、「24 時間」看護職員が勤務している施設は1.4%である。

○夜間の看護体制は、「通常、施設の看護職員がオンコールで対応」が 87.6%と大半を占めている。

○ 看護職員が必ず勤務している時間数



○ 夜間の看護体制



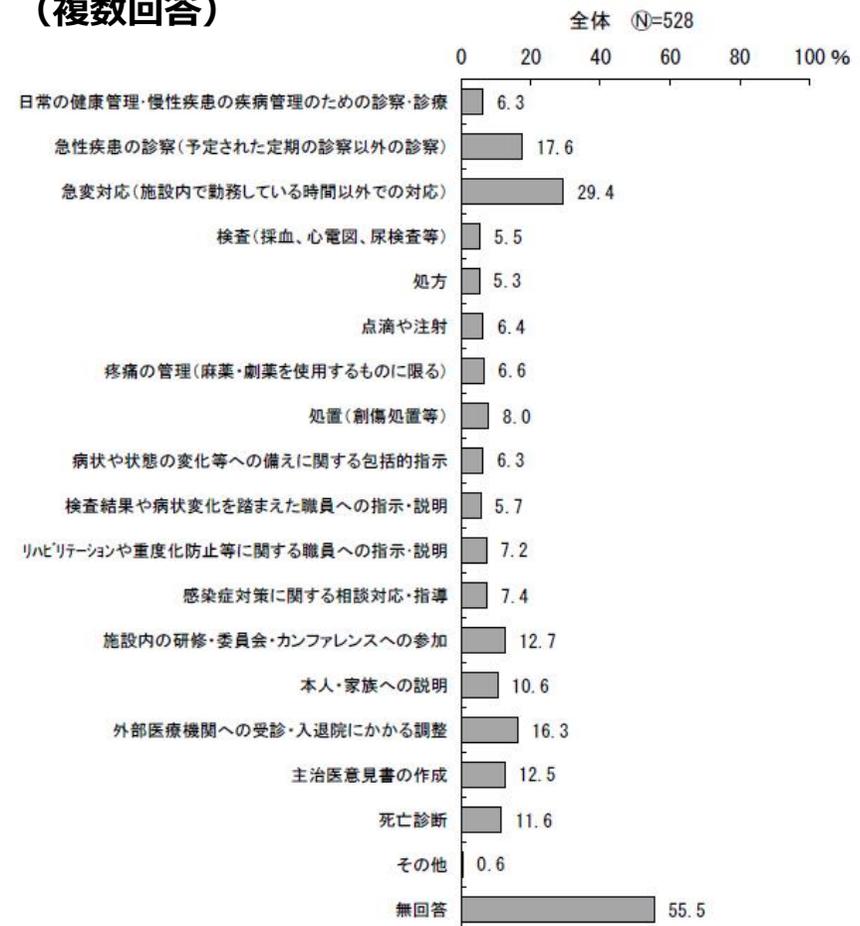
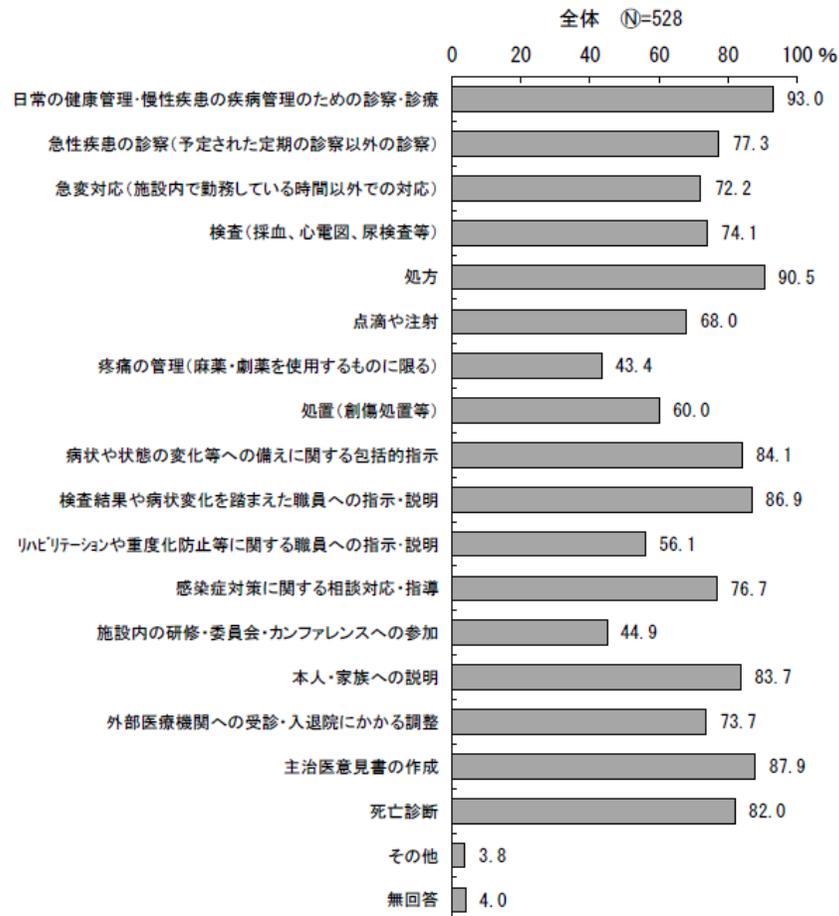
介護老人福祉施設における配置医師の役割

○配置医師が実際に果たしている役割は、「日常の健康管理・慢性疾患の疾病管理のための診察・診療」が最も多く93.0%、次いで「処方」が90.5%であった。

○配置医師が実際に果たしている役割のうち負担に感じる役割は、「急変対応（施設内で勤務している時間以外での対応）」が最も多く29.4%、次いで「急性疾患の診察（予定された定期の診察以外の診察）」が17.6%と続いた。

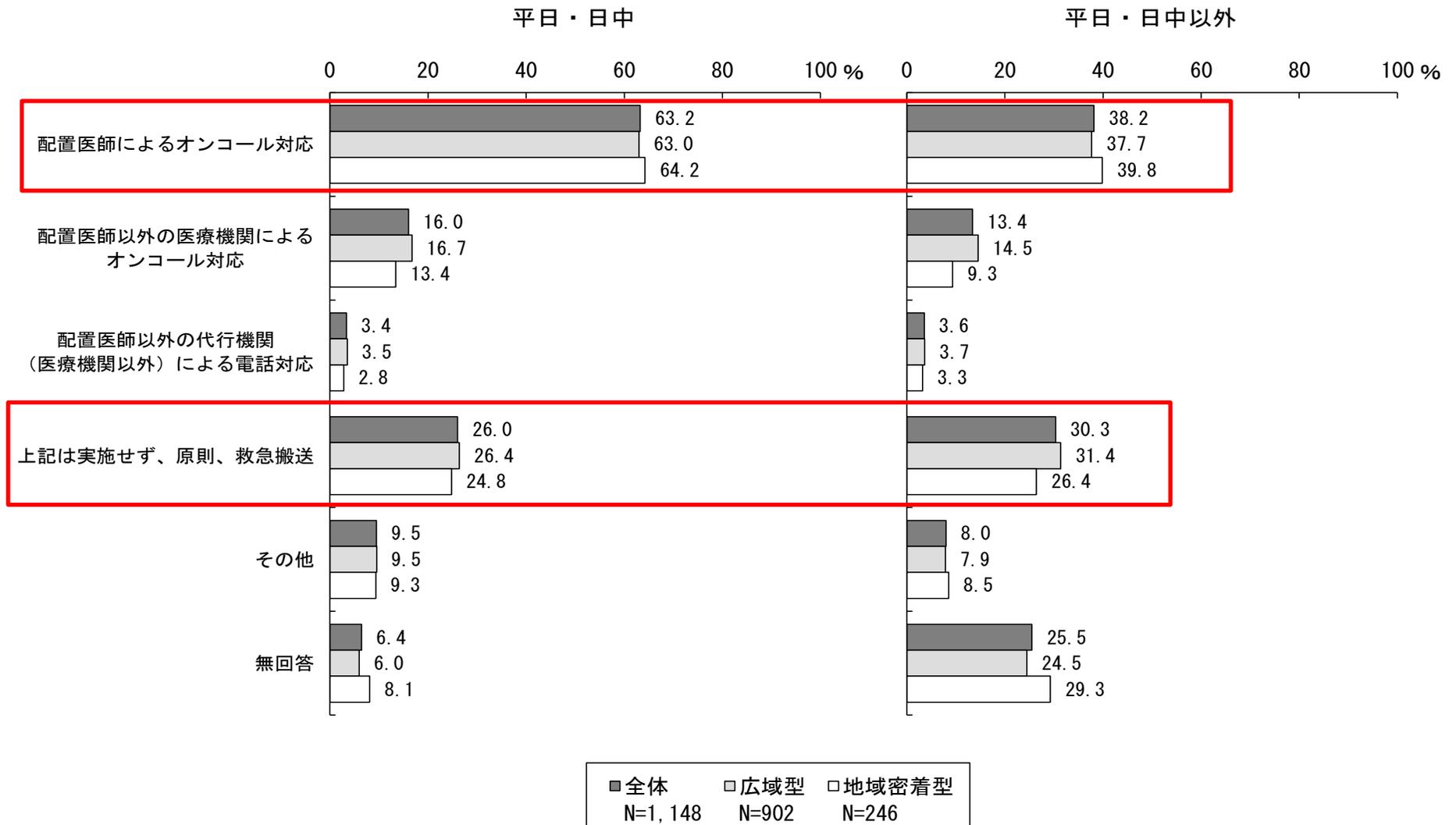
○ 配置医師が実際に果たしている役割（複数回答）

○ 配置医師が実際に果たしている役割のうち負担に感じる役割（複数回答）



配置医師が施設にいない時間帯に生じた急変等の対応方法

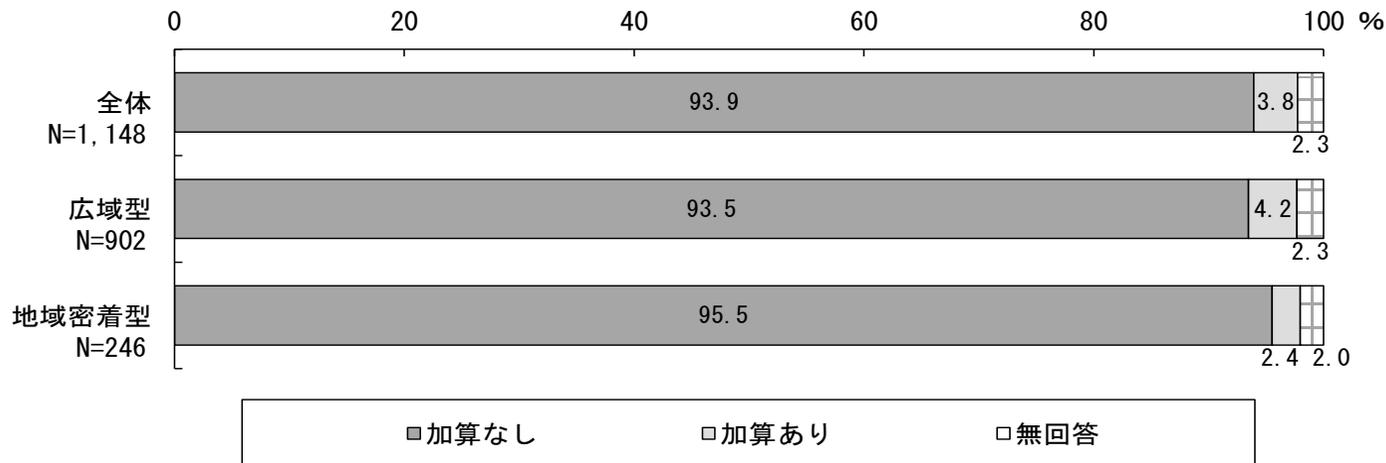
○配置医師が施設にいない時間帯に生じた急変等の対応方法は、平日・日中、平日・日中以外どちらも、「配置医師によるオンコール対応」がそれぞれ 63.2%と 38.2%で最も多いが、「原則、救急搬送」が平日・日中、平日・日中以外どちらも26.0%、30.3%と続いている。



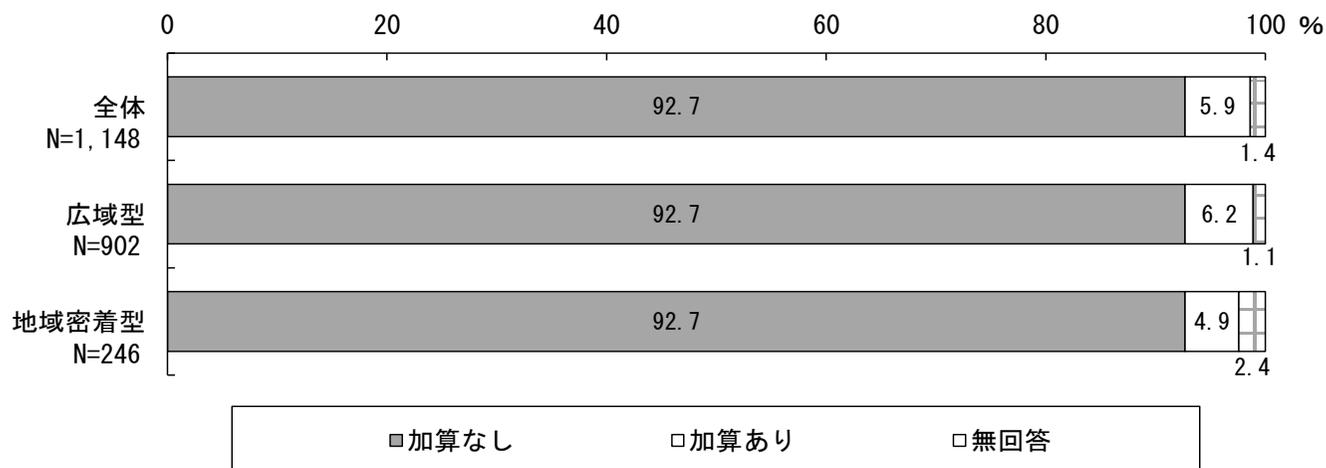
介護老人福祉施設における 常勤医師配置加算・配置医師緊急時対応加算の算定状況

○常勤医師配置加算は、「加算なし」が 93.9%を占めており、「加算あり」は 3.8%である。
○配置医師緊急時対応加算は、「加算なし」が 92.7%を占めており、「加算あり」は 5.9%である。

○ 常勤医師配置加算

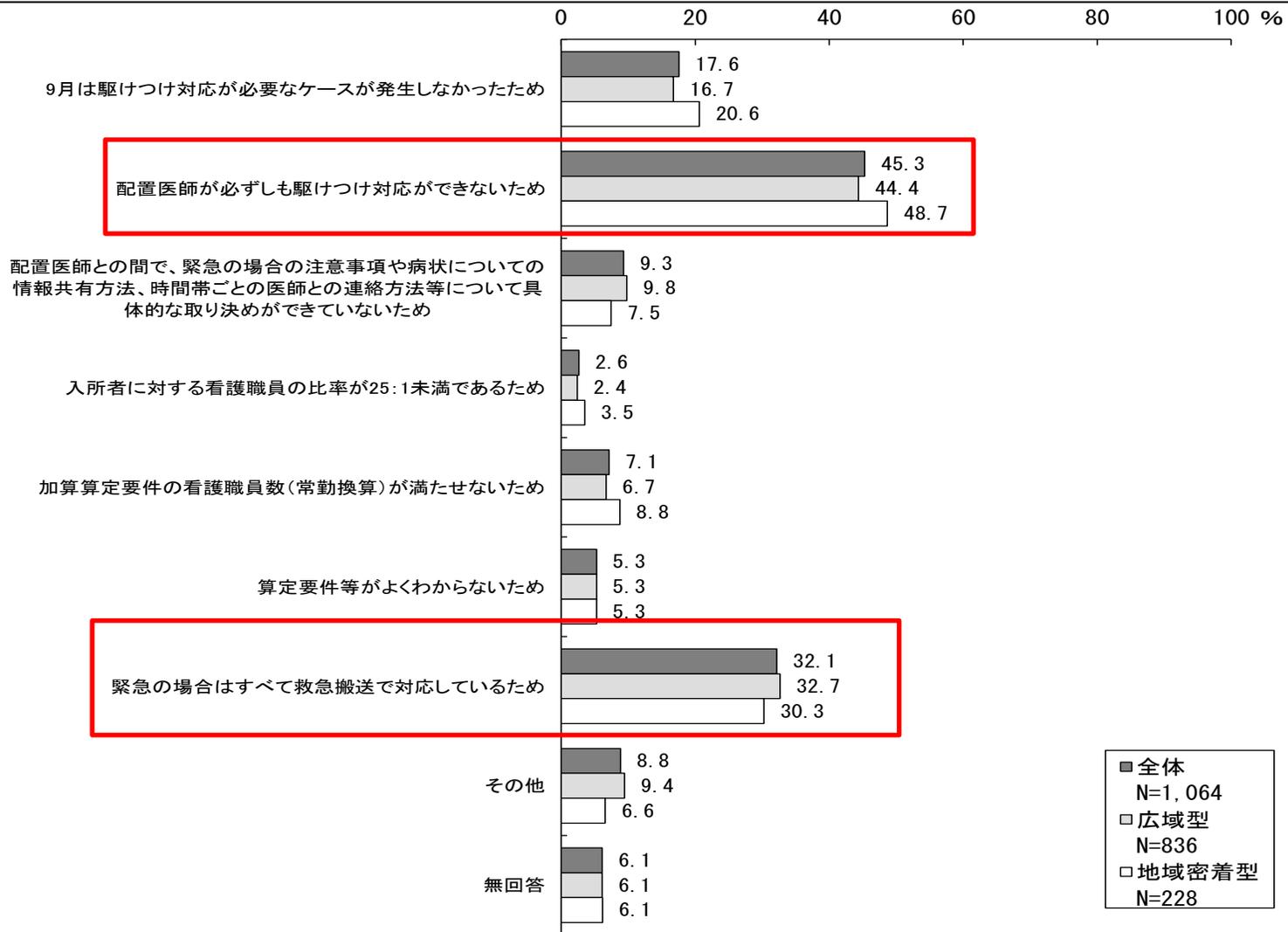


○ 配置医師緊急時対応加算



配置医師緊急時対応加算を算定していない理由

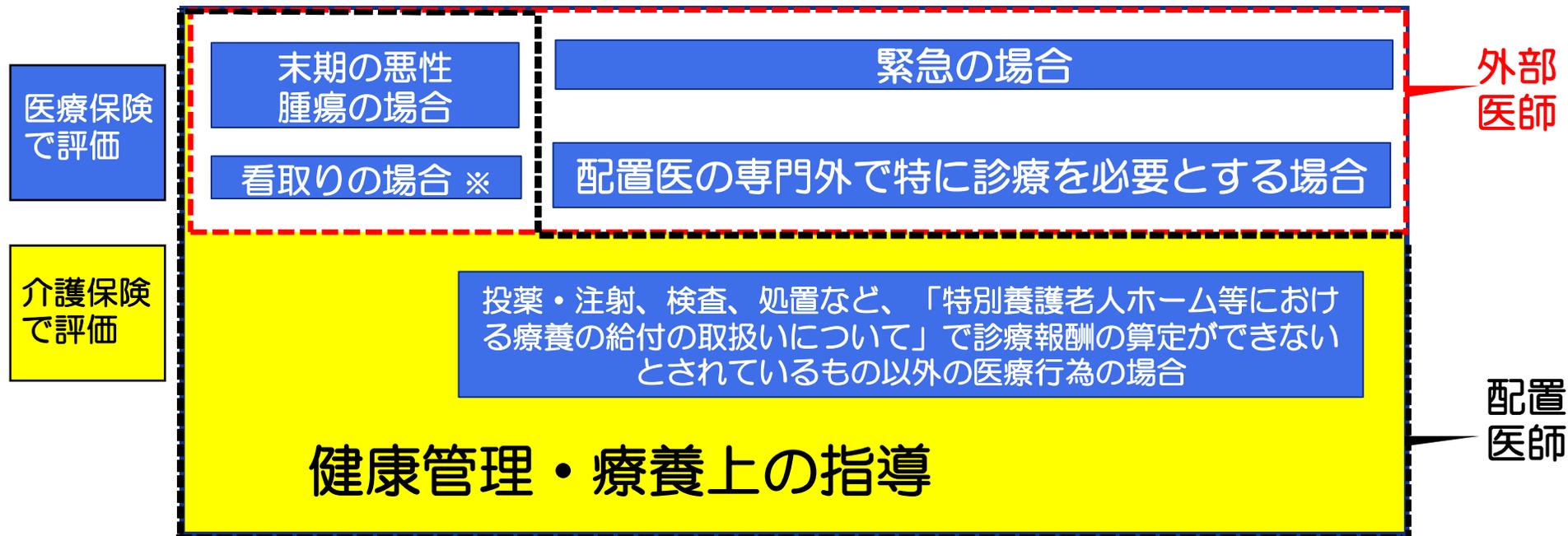
○配置医師緊急時対応加算を算定していない理由は、「配置医師が必ずしも駆けつけ対応ができないため」が45.3%で最も多く、次いで「緊急の場合はすべて救急搬送で対応しているため」が32.1%と続いている。



介護老人福祉施設における医療の提供について

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、基準上、入所者に対し、健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとされており、この配置医師が行う健康管理及び療養上の指導は介護報酬で評価されるため、初診・再診料等については、診療報酬の算定はできない。
- 一方で、配置医師以外の医師（外部医師）については、（１）緊急の場合、（２）配置医師の専門外の傷病の場合に、「初・再診料、往診料」等を算定できる。また、（３）末期の悪性腫瘍の場合、（４）在宅療養支援診療所等の医師による看取りの場合に限っては、「在宅患者訪問診療料」等も算定できる。
- こうした入所者に対する医療行為の報酬上の評価の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発0331002号厚生労働省保険局医療課長通知。令和4年3月25日一部改正）で規定している。

医療保険・介護保険の役割のイメージ



※ 在宅療養支援診療所等の医師による看取りの場合に限る。

⑮小規模介護福祉施設等の基本報酬の見直し (平成30年度介護報酬改定)

概要

- 小規模介護福祉施設、経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び旧措置入所者の基本報酬について、報酬体系の簡素化や報酬の均衡を図る観点から、見直しを行う。
- ア 小規模介護福祉施設等の基本報酬の見直し
 - ・小規模介護福祉施設（定員30名の施設）について、平成30年度以降に新設される施設については、通常の介護福祉施設と同様の報酬を算定することとする。
 - ・既存の小規模介護福祉施設及び経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（平成17年度以前に開設した定員26～29名の施設）と他の種類の介護福祉施設の報酬の均衡を図る観点から、別に厚生労働大臣が定める期日以降、通常の介護福祉施設の基本報酬と統合することとする。
 - ・上記に合わせ、既存の小規模介護福祉施設や経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基本報酬について一定の見直しを行う。
- イ 旧措置入所者の基本報酬の統合
 - ・旧措置入所者の基本報酬については、平成30年度から、介護福祉施設等の基本報酬に統合することとする。

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

	<現行>	⇒	<改定後>
○経過的小規模介護福祉施設サービス費（従来型個室）の場合			
要介護1	700単位		659単位
要介護2	763単位		724単位
要介護3	830単位		794単位
要介護4	893単位		859単位
要介護5	955単位		923単位
○旧措置入所者介護福祉施設サービス費（従来型個室）の場合			
要介護1	547単位	⇒	要介護1 557単位
要介護2又は3	653単位		要介護2 625単位
			要介護3 695単位
要介護4又は5	781単位		要介護4 763単位
			要介護5 829単位

小規模介護老人福祉施設の経営状況

○ 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、小規模介護老人福祉施設の収支差率の推移は次のとおり。

■ 各サービスにおける収支差率

サービスの種類	令和2年度 実態調査		令和4年度 概況調査	
	令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算
介護老人福祉施設	1.6% (1.6%)	1.6% <1.2%> (1.6%)	1.3% <1.2%> (1.3%)	
地域密着型介護老人福祉施設	1.3% (1.3%)	1.1% <0.7%> (1.1%)	1.2% <1.1%> (1.2%)	
小規模介護老人福祉施設	0.4% (0.4%)	1.9% <1.5%> (1.9%)	1.3% <1.2%> (1.3%)	

※令和4年度決算は調査中

注: 収支差率に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

注: 括弧なしは、税引前収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)。

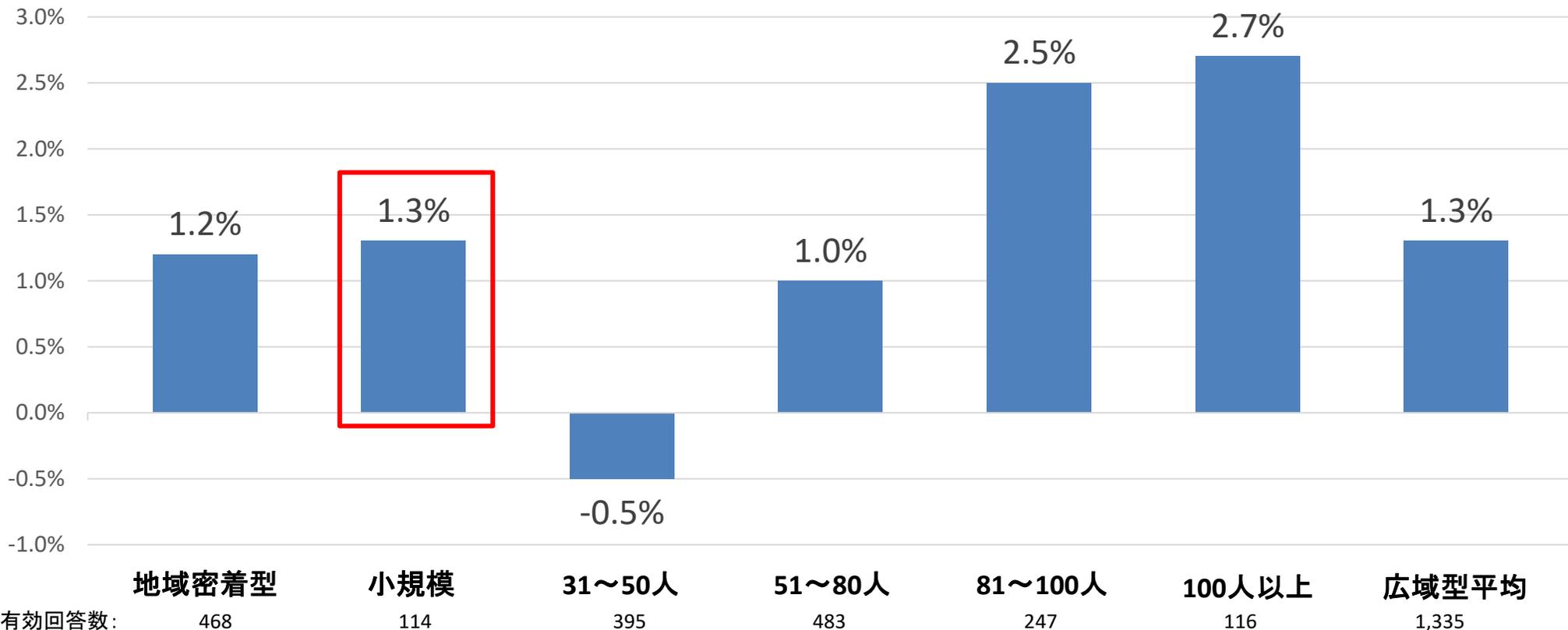
< >内は、税引前収支差率(コロナ補助金を含まない)

()内は、税引後収支差率(令和2年度決算及び令和3年度決算はコロナ補助金を含む)

出典: 令和2年度介護事業経営実態調査結果及び令和4年度介護事業経営概況調査結果

介護老人福祉施設の定員規模別の収支差率

○ 令和4年度介護事業経営概況調査によると、収支差率の平均は、地域密着型特養（定員29人以下）が1.2%、定員31～50人の広域型特養が-0.5%であるところ、小規模特養（定員30人）は1.3%となっている。



有効回答数	地域密着型 (定員29人以下)	小規模 (定員30人)	広域型 (定員31人以上)
468	114	395	483
			247
			116
			1,335
基本報酬	860	942	847

小規模特養の状況と立地別の経営状況

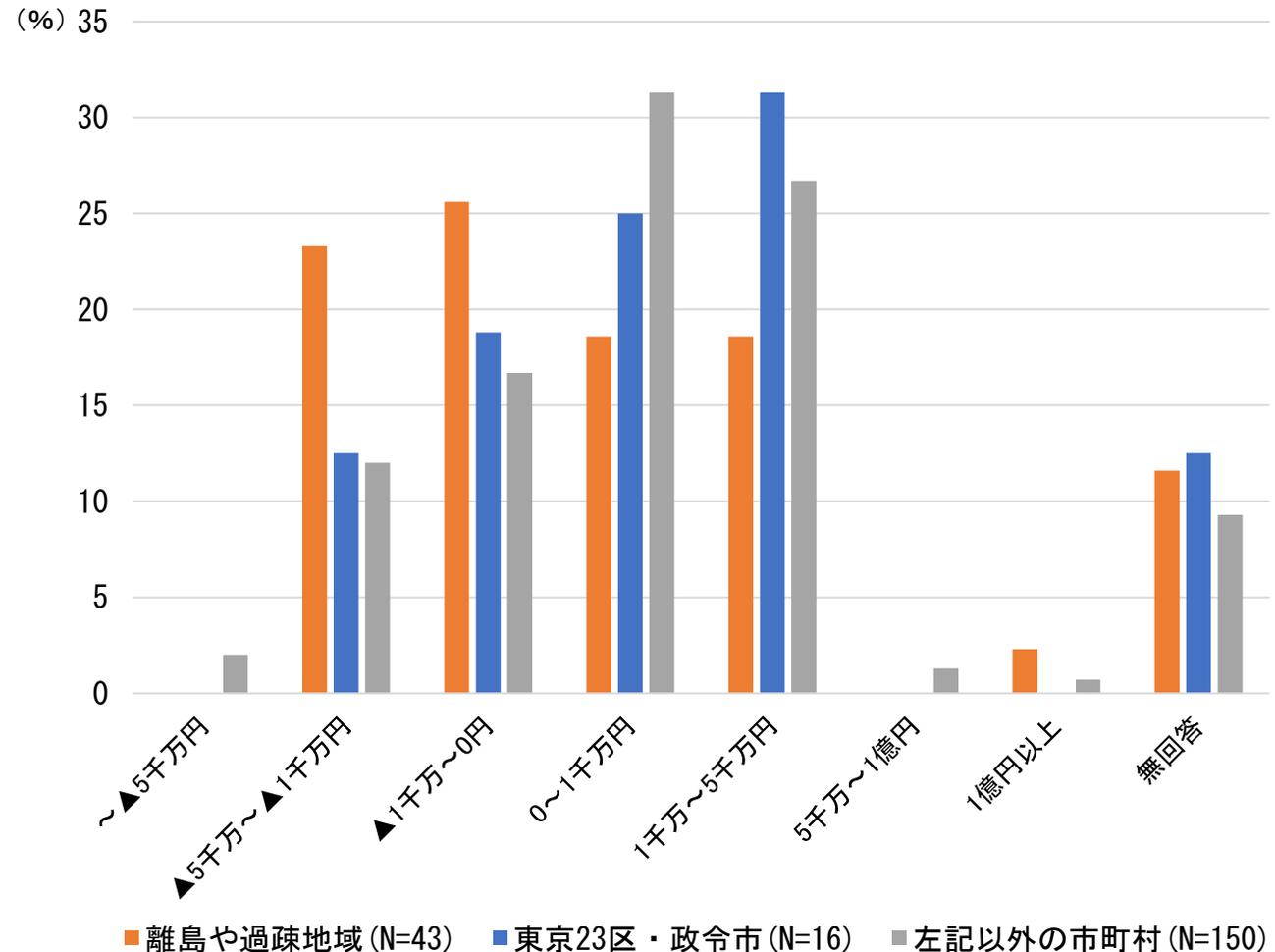
- 小規模特養の請求事業所数は約500事業所であり、うち約4割は離島・過疎地域に所在している。
- 小規模特養の経営状況は立地によって違いが見られる。

○ 小規模特養の請求事業所数

請求事業所数 (令和4年11月審査分)	501
------------------------	-----

出典: 介護保険総合データベースの
任意集計(令和4年10月サービス提供分)

○ 令和3年度決算における経常増減差額の金額別割合 (立地別)



(参考) 立地別施設数 (令和元年)

小規模特養施設数	495	100%
(うち過疎地域所在)	187	37.8%
(うち離島地域所在)	30	6.1%
(その他)	278	56.2%

出典: 第194回介護給付費分科会 (R2.11.26)資料2
を元に作成

1. 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・サービス提供等の状況

 **4. 現状と課題及び論点**

介護老人福祉施設の現状と課題

<現状と課題>

- 介護老人福祉施設は、要介護高齢者のための生活施設であり、入所者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。
- 介護老人福祉施設の請求事業所数は10,823施設、サービス受給者数は約63.2万人。介護老人福祉施設の請求事業所数、受給者数、費用額は年々増加しており、介護保険給付に係る総費用のうち約21%を占めている。
- 入所者の要介護度は約4.0となっており、平成27年より新規入所者を原則要介護3以上として以来、要介護3以上の入所者の割合が増え続けており、重度の高齢者が多数生活する介護老人福祉施設における看取りを含めた医療ニーズへの対応の強化が求められる。
- 介護老人福祉施設の入所者の平均在所期間は約3.2年となっており、他の介護保険施設と比べて長くなっている。
- 収支差率は令和元年が1.6%、令和2年が1.6%、令和3年が1.3%と推移している。
- 介護老人福祉施設は「介護離職ゼロ」に向けた基盤整備の対象サービスであり、第8期介護保険事業計画では、令和2年度（2020年度）実績値62万人から、令和7年（2025）年度にかけて71万人（14%増）の見込み量となっている。
- 前回の令和3年度介護報酬改定では、主に以下を実施したところである。
 - ① 特別養護老人ホームにおける中重度者や看取りへの対応の充実
 - ② 個室ユニット型施設の設備・勤務態勢の見直し
 - ③ 事業所を併設する場合等の人員配置基準の見直し

介護老人福祉施設の現状と課題及び論点

<現状と課題>

- 配置医師数は全体で「1人」が約67%と最も多く、1施設あたりの配置医師の平均人数（実人数）は1.5人である。配置医師の雇用形態は「雇用契約（嘱託等）」が約63%であり、配置医師の平均年齢は約63歳である。常勤の看護職員数（実人員）は、「4～6人未満」が最も多く約32%であり、平均は4.2人である。
- 配置医師が施設内に不在の際の急変等の対応として、「配置医師によるオンコール対応」が最も多く（平日・日中で約63%、平日・日中以外で約38%）、次に多いのは「原則、救急搬送」となっている（平日・日中で約26%、平日・日中以外で約38%）。また、約93%の特養が配置医師緊急時対応加算を申請しておらず、その理由としては、「配置医師が必ずしも駆けつけ対応ができない」、「緊急の場合はすべて救急搬送している」があげられた。夜間の看護体制は、「通常、施設の看護職員がオンコールで対応」が約88%と大半を占めている。
- 小規模老人福祉施設（定員30人）の収支差率は令和元年が0.4%、令和2年が1.9%、令和3年が1.3%と推移している。令和3年における地域密着型特養（定員29人以下）の収支差率は1.2%、定員31～50人の広域型特養は-0.5%となっている。

<論点>

- 介護老人福祉施設について、今後も中重度の高齢者が増加することが見込まれる中、入所者のニーズにこたえ、安定的にサービスを提供するために、どのような方策が考えられるか。
- 小規模介護福祉施設等の基本報酬に関し、通常の基本報酬との統合に向けて引き続き検討していくべきとされていることについて、どのように対応することが適切か。